

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大飯発電所第3, 4号機 設計及び工事計画(火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更)【18】」

2. 日時：令和3年9月7日(火) 16時30分～20時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

関企画調査官、鈴木主任安全審査官、畠山安全審査官※、
岩野審査チーム員

原子力規制企画課 火災対策室

守谷火災対策室長、田邊係長

関西電力株式会社：

原子力事業本部 保修管理グループ チーフマネジャー※ 他7名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料-1 放射線量が高い場所を含むエリアの火災感知器設計に関する実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則への適合性について
- ・資料-2 放射線量が高い場所を含むエリアの火災感知器設計について
- ・資料-3 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する機器等に係るコメント回答について
- ・資料-4 大飯発電所3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請 補足説明資料(抜粋)
- ・資料-5 大飯発電所3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請の審査スケジュール(案)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:05	規制庁のイワノです。それでは今から関西電力大飯発電所 34 号機、火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請に係るヒアリングを始めたいと思います。それではまず、当関西電力の方から、
0:00:23	前回ヒアリングで確認した事項についての回答をお願いします。スケジュールについては別途後で確認するので、スケジュール以外のところについて説明をお願いします。
0:00:36	はい。
0:00:38	はい、関西電力原子力事業本部ウシジマでございます。本日はよろしくお願ひいたします。ただいましゃた通りですね、スケジュールは後程ということで承知をいたしました。それと本日の資料でございますけれども、事前に御提出しております資料が、
0:00:57	資料ナンバーをとってございますけれども、資料 1 から 4 までございます。こちらがですね、いずれも 8 月 26 日の審査会合でございましたコメントの趣旨を踏まえまして、1 から 4 にそれぞれにですね。
0:01:14	変更を加えておりますので、本日まずこの 1 から 4 について準じ変更点について御説明差し上げたいと思っております。それではですね、早速になりますが、資料 1 から淳二説明させていただきます。資料 1 につきまして、お手元を御確認くださいませ。
0:01:34	弊社クマクラのほうから説明させていただきます。
0:01:38	反対電力クマクラです。よろしくお願ひします。また元に資料 1 について説明させていただきます。
0:01:46	資料につきましては、先日 8 月 26 日に実施していただきました審査会合にていただいたコメントというものを踏まえた記載を適正化して今回赤字にしてお示しております。
0:02:00	まず初めに 1 ページ目、1 ページ目から御説明させていただきます。こちらについては、これまでの経緯を破損した 1 ポツのところ、技術基準規則の柱書を適用するといった規模を設定し、
0:02:14	そしてそれを踏まえた十分な保安水準の定義といったことを記載してございます。これらの記載につきましては、前回まで御説明させていただいた内容と変更はございません。
0:02:27	火災感知器の設計において確保すべき十分な保安水準については赤い方法等重要な機器等に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行えることというふうに定義してございます。
0:02:42	名下のページ 3 ページ目をお願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:46	(3)火災感知器の設計目標ですが、記載の趣旨について、こちらについても変更ございませんが、より具体化した記載記載として、修正してございます。
0:03:00	火災防護上重要な機器等に対する火災の影響を限定するためには、火災防護上重要な機器等が設置されている火災区域または火災区画で発生した浅いを早期感知することによって速やかな火災の状況確認や初期
0:03:15	初期消火活動につなげていく必要があるというふうに考えてございます。
0:03:20	本申請においては火災区域区画をさらに物のエリアに細分化してそのエリアエリアごとに、消防法施行規則に基づいたマルチ機器の配置設計を実施してございます。
0:03:34	ここで、原子炉の
0:03:37	安全停止機能を有する機器等を放射性物質の貯蔵または落ち込み機能を有する機器とあわせて、火災防護上重要な機器等としてございますが、それぞれにおける火災で競合する観点を次ページ4ページですね、その上段、
0:03:54	／Bに示してございますが、こちらについても前回お示した考え方に変更はございません。
0:04:01	Aとしましては、原子炉の安全停止機能を有する機器等の設置しているエリアでございますが、エリア内における火災の影響範囲を局所化するために、エリア内の火災の発生を基礎期間する必要があると考えてございます。
0:04:15	範囲につきましては、先ほど申しました以外のエリアとしてございますが、これには放射性物質の貯蔵または閉じ込め機能を有する機器等の設置エリアも踏まえております。
0:04:27	こちらについては、管理区域から放射性物質の輻射予防するため、エリア内からエリア外への火災影響の拡大兆候を
0:04:37	火災の影響を与えそう帰還する必要があるというふうに考えております。
0:04:43	今回、
0:04:45	設計目標設定する。⑤⑥⑨⑩浮いたエリアにつきましては、日に分類するエリアとなったエリアのみとなっておりますので、該当するこの四つのエリアについてエリア内の火災を早期感知しエリア外への火災の悪影響を防止する。
0:05:02	こういったことを設計目標として設定してございます。
0:05:06	これまでの各エリアに対する火災の影響を限定することについては、その観点をこの中ほどになります。国でまとめしております。
0:05:16	次の内については、この赤の破線で囲っているところで、エリア内にAエリア内からエリア外へ火災の影響をすると、そういったことを積極的に設計目標として設定してございます。
0:05:35	次のページ5ページ目を含めがあるからします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:38	こちら、こちらの前半部分では、これまでに進出審査いただいている事項 2 から申請を受けて設計が変更になる場所について記載してございます。
0:05:49	大飯 34 号機の再稼働時の申請からの変更点の有無といったものを下の第 1 -2 表にお示してございます。
0:05:59	火災の発生防止、感知消火、影響軽減の項目における設計対応事項については、この中ほどの記載の通りですが、この地域、今回の本申請において変更かありまして、審査いただきたいと考えてございますのは、
0:06:16	このうちの監事の部分で、
0:06:20	その他の発生日がやはり消火であったり、提供軽減といった部分は起振ですね、既工認から。
0:06:29	設計に変更はないものとしてございます。
0:06:33	なお、こちらの記載については、本申請における当社のスタンスがこれまでと変わったというのではなくて、当初考えから変更はないのですが、改めてこちらに記載して整理しているものでございます。
0:06:48	中ほどのなお書き以降になりますが、
0:06:51	こちらについては、毎日当該エリア内で火災が発生した場合、エリア内の放射性物質の貯蔵閉じ込め機能を有するでき等に悪影響を及ぼした場合について説明を記載してございます。
0:07:05	先日ご指摘いただきました部分ですが、換気空調設備についての記載について、今回見直しまして、排気については、モニタリングを実施してまして、大気中の放射性物質が設定値にポーターすることで、排気を提出する。そのような流れになっていますことをこちらに記載してございます。
0:07:27	1 点です。次のページのセキでも設計目標達成しているかどうかの確認をお付けの観点 1 と 2 を記載してございますが、こちらについても前回の御説明から変更するところはございません。
0:07:44	7 ページ以降の各エリアについての記載です。そういったところですが、それぞれの観点における確認内容及び結果について大きな変更はございませんが、
0:07:55	炉内計装用シンプル配管室の評価に関する記載について、今回、適正化してございます。
0:08:01	16 ページの 16 ページをお願いいたします。
0:08:07	16 ページの赤字部分が今回適正化させていただいた部分です。
0:08:13	バイリニアにつきましては、シンプルファイバー室内にアナログ式でない熱感知器
0:08:18	出入口付近から大分式の煙感知器とアナログ式の熱感知器をあえてこのシンプル配管室に隣接する抗力少ないアナログ式

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:29	アナログ式の煙感知器、こちらを設置して、これによってについて火災を早期感知する、そのような設計としてございますが、
0:08:39	新ぐらいパン少ないの火災が発生した場合にはアナログ式でないと熱感知器によってエリア内の雰囲気温度の上昇を感知することで、エリア外への火災の悪影響をすることが可能であると考えてございます。
0:08:54	またさ、煙についても、ループ室から流れるかての流れというものを考慮した上で、ループして感知できること。
0:09:04	また、流れ込んできた煙によって煙のみによってループ室内にある火災防護上重要な機器等に悪影響を与えることはなく、シンプル配管室からエリア外への火災の悪影響を防止できるといった考えについて今回記載してございます。
0:09:21	以上が前回ちようだいしましたコメントを踏まえた資料 1 の修正についてでございます。
0:09:26	いっぱい、関西電力原子力事業本部ウシジマでございます。ただいまの資料の 1 につきましてはですね、今回十分な／水準を適用するようなエリアに包括してですね、テーマ規則への適用性ということをもとめた資料でございますが、
0:09:46	いただいたコメントとしましてですね、過急に影響を限定するということとか整備悪影響を防止するということ。またその機能への影響ですね、その辺りの表現がいろいろと入り乱れているといったご指摘を開く前ましてですね。
0:10:04	表現について整えて当月を図ったものでございます。加えて、先ほどクマクラから説明いたしましたように、シンプル配管室につきましてもですね、そのあたりの記載を補足させていただきました。
0:10:20	続きまして、すいません資料続けて説明をさせていただきます。資料 2 をご覧くださいませ。
0:10:29	お手元の資料には少し厚みがございますが、先ほどの資料 1 はですね、四つのエリアについて保安水準の設定を説明した資料でございましたが、こちらの資料 2 のほうはですね、もともと放射線量が高い場所を含むエリア、
0:10:47	なるところがですね、この大飯の 34 号でいきますと 11 のエリアがあって、あるわけなんです、それぞれについて全体をまとめた資料でございまして、ちょっとこのエンターテーマですねおっしゃ交差点の高いところで感知器が使えない説明でありますとか、
0:11:06	過去から御説明してきたことで、まず、記載してございます。今回のコメントだけ踏まえて見直した箇所なんですけれども、四つのエリアに議論が包括している、11 名エリア全体を見たときに、これまでの議論が

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:24	セキンと入っているかといった御指摘がございましたので、その辺りを少し見直しを加えてございます。具体的には 28 ページをご覧ください。28 ページ以降がですねえと放射線量が高い場所を含む 11 売り上げの
0:11:42	感知器の設計の詳細についてということで、ここからですね。それで 6 月止まっていますが、(1)から(11)まででXIEリアについての説明が十分値で説明し、
0:11:57	いるというところでございますのでここですね、ちょっと赤字で足して記載しておりますのは、項目としてみかん環境条件というところは、その部屋の情報ですね、がってここには変更はございませんが、
0:12:13	同額等の部分、そのエリアに設置する感知器の選定の考え方と、その理由ですね、ロータ間に変えておりますが、平たく申しますと、このエリアに設置する感知器は消防法施行規則通りなのかどうか。
0:12:31	いう結論をですね、わかりやすく。まず入れましょうというふうに私も考えましたので、それとこのループ室であるとか、そういった消防法施行規則通りのところはそこを明確にさせていただきました。何故かといいますと、例えば 28 ページの
0:12:49	選定理由のところなどを見ていただくとループ数の場合ですね、設置する場所として、3 行目とか 4 行目のところで、エリア内の入口の補機の線量が低いところに設置するというのは黒字で書いてあるんですが、
0:13:05	結論消防法施行規則通りかどうかといったところがちょっとわかりにくいかなと感じましたので、その結論としてそういったところ反映させていただいて、
0:13:19	すみません。一方ですね、それと過去 2 からもですね、その消防法施行規則通りに設置する場所につきましては、同様の記載をクエンチ適用してございますので、36 ページ以降はですね、(5)とか(6)まで、
0:13:39	先ほど御説明した十分な保安水準を適用するところでございますが、しかしながらこの中でもですね、バルブ室とか、そのエリアの中の一部の箇所は消防法施行規則通りに設置できるところがございますのでそこはかけ掛けとしてバルブ室については消防法施行規則通りであるとか、
0:13:59	そういったことが活況としように加えてございます。
0:14:04	で、以降同じAと記載の手紙をした上でですね、先日の指摘で 55 ページをご覧くださいませ。
0:14:15	ちょっと個別各論のところになります、54 ページのところからですね整備廃棄物の一部のドラム缶貯蔵エリアというところがございまして、こちらにつきましても結論はあろうとかはですね、消防法施行規則に定められた方向で設置するということなんですが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:35	55 ページのところにはですね、当初設計といいますか、再稼働申請の際にですね、設定しておりました。感知器の考え方に加えて、今回議論させていただいた結果ですね。
0:14:51	アナログ式の煙感知器もですね、ドラム缶のちょうどこのエリアにおいてもドラム缶を移設するとか、区分することによって設置が可能であるということで、私ども考えましたので、工学科あたりですね、都市としてそのこの辺り設計を改めたと。
0:15:11	いったところですね、議論の結果ということで、55 ページには入れさせていただいております。
0:15:18	続きまして、この 96 ページ以降のところですね、被ばく線量と集団線量の時間についてというところの機械の次ぎの 57 ページになるのですが、こちらの下にもですね、赤字がございますけれども、
0:15:36	以前にその集団線量の観点で、個人線量とか線量の低減の空気といったところについてですね、遮へいについて言及されたコメントがあったかと思しますので、検討においてですね、遮へいの考慮はどうであったかと。
0:15:55	いったところ、こちら、／一つパラグラフとして追記させていただいております。
0:16:00	資料 2 につきましては以上でございます。
0:16:04	続きまして、すみません、資料 3 をお願いいたします。
0:16:11	資料 3 でございますが、資料 3 は、こちらはですね、救命の形式でのご回答とさせていただいております。こちら 9 という形で起こしておりますけれども、脱塩塔丸椅子で重要な機器がないんだけれどもだ点等というところを、
0:16:31	契約に出して、貯蔵というところで考えるべきじゃないのかという問題提起をいただきましたので、それに対する回答をまとめたものでございます。
0:16:43	のところも下にですね、安全協の機能別の重要度分類、こちらを記載してございます。すみませんちょっと私のミスですね、ここにちょっと脱字がございまして、口頭で訂正させていただきますが、
0:17:00	左側の定義の片括弧 1 のところですね。そう損傷以降で始まる文章なんですけれども、燃料の大量の破損を引き起こすおそれは何かと書いてあるところなんです、燃料の大量の破損を直ちに引き起こす
0:17:15	起こす恐れはないが、直ちに入りますので、この点すみません。抜け落ちでございますので、追記が必要ということで、すみません、訂正をいたします。
0:17:28	こちらで書いております。趣旨はですね、この定義を受けて機能の片括弧 1 と 2 と 3 がございまして、ご指摘の点は片括弧 1 の冷却材内臓機能というところを御指摘いただいたんですけれども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:44	私どもとしてはですね。マイカーに示した考え方に基づきまして、片括弧 2 のですね、放射性物質貯蔵する機能といったところで気体廃棄物処理系であるとか、使用済み燃料ピットといったところ選定するということと、
0:18:00	あと下のアスタリスクで協会につけて記載してございますけれども、これよりもインベントリの小さいPS3 に該当するものとして液体固体の廃棄物処理系ということで、主要済み樹脂貯蔵タンク廃棄物確認されるといったことを記載してございます。
0:18:19	あと文書読み上げはいたしませんけれども、それ以降下にはですね、再稼働審査のときに、我々が選定した考え方ということで、これがですね、まとめ資料とか、今の再稼働時の説明書の中では考え方が読み取れないと。
0:18:37	いう御指摘でございましたので、今回取りまとめさせていただいております。この件説明が 2 ページ目も継ぐ格好になっておりまして、2 ページ目ですね、PS-1 の機能とPS-2 という機能。
0:18:54	この辺りも関連づけた格好とで記載をしてございますけれども、すみません、ちょっとこの記載の中でもですね、ちょっと若干誤字、誤記がございますので、冷却材中の内蔵というところですね、そこについてちょっと誤記がございます。この点お詫びいたします。また修正をさせていただければと思います。
0:19:15	趣旨としましては、原子炉のそうですね、冷却材の破断事象とか、そういった事象に繋がるようなことをこのPS1 の中のこの書き方(1)とか、PS-2 のですね、片括弧 1 ではそういったところを
0:19:34	機能要求として定義しているものというふうに理解してるものでございますので、一方というところと従いましてというところではですね、それらに対する安全停止の機能というところがですね、確保されてることでしょう火災防護審査基準では安定化運転停止機能についてもですね。
0:19:53	基準と防護対象として、確認することとなっているといったところで、そこはきちんとAO災害されると、そのように考えてございます。
0:20:03	アポはご指摘の脱塩塔頑丈か系はというところにちょっと書いてありますが、この出せと浄化系をですね、安全停止の際には必要な系統ではございませんけれども、上記Ⅱされていて、中には水が込まれた状態で維持されていると。
0:20:19	いったことも勘案いたしますと、内の雰囲気機能ではあるんだけれども、貯蔵するという機能はですね、これらのシステムとは別に、我々としてはですね、査定をちょっと別途調達機能ベツトで抽出して、その防護対象として選定したという考え方でございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:40	時農産につきましては以上でございます。また後程ご質問あればお受けいたします。続きまして、資料 4 でございます。ほとんど説明資料ということで、別途感知器の感知性能に関する説明を充実させていただきました。
0:20:58	弊社のタケダのほうから説明させていただきます。
0:21:03	IAEA関西電力原子力事業本部のタケダでした。
0:21:07	8 月 26 日の審査会合にていただきましたコメントのうち、エリア内と排気ダクト内が同じ踏み切っになる点がわかるように記載すること。
0:21:20	あとそれとダクト内の風速が感知器のメーカー試験結果より早いですが問題なく管理できることの記載を充実することといったコメントちょうだいいたしました。そのコメントに対しまして、資料 4 のほうをご覧ください。
0:21:39	資料 4 の 2 ページのここに赤字で記載のほうを充実しております。
0:21:50	まず煙感知器、
0:21:52	ですけれども、当該エリアでの火災を想定した場合ということで、これまで御説明してきた内容をここで記載。
0:22:05	ええわせていただくとともに、文献論文等で調査した内容のところをここで整理してございます。
0:22:16	まず最初のところですが、軽量の火災を想定し、開口部等IPだけ換気ダクト、
0:22:26	以外はコンクリート壁で仕切られているだあってあるというところで、特にねばならない。また開口部から換気ダクトが空気の流れ、そういったものを考慮すると、エリア内に蓄積した煙はダクト内部流れ込む。
0:22:44	あと、エリア外エリアとダクト内部ほぼ同じ雰囲気となると。
0:22:48	いうふうに考えています。あとここでは感知器内部の煙の流入、
0:22:56	における換気の動作原理、
0:22:59	のところを記載しており、これからも換地か十分に可能であるということを書いています。
0:23:06	この評価結果について詳細を示すということで、この方の流れがある条件がでの煙感知器の感知性能についての防災メーカーのほうでは、煙感知器につきましては、20 から 40cm。
0:23:23	という作動試験を行っておりますが、その現地の風速を超える環境が出ます試験は実施しておりません。
0:23:32	しかし持ち込み可燃物による一般的な火災を想定しますとしますと、あとコンクリート壁で仕切られたというエリア内の煙濃度ファーマ最大で 90%程度まで達すると。
0:23:48	いった危険もありまして、家庭が一定方向に速度に流れるダクト内

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:55	県民などはほぼ一定の県民の後で流れるだろうということが容易に想定できるということから、煙濃度。
0:24:06	煙感知器の動作地域でパーセントを超えるものというふうに考えてございます。
0:24:14	次に火災発生時における場合エリアとダクト内環境の同等性の評価としましては、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドのほうに盛況範囲計算ツール、
0:24:30	で記載してありますFDTS火災理学ツール、そういったものによって、ここでの火災影響の順番を評価しました。その結果、自然環境の状態であっても、エリア内のモデルで加力の可燃物
0:24:49	の燃焼をした場合は想定して計算結果エリア上部に蓄積される。
0:24:56	煙の量というのは、69万立方メートルであって、エリア内のダクトの不良に対して十分な量であるといったことが考察できます。
0:25:08	で、その結果、エリア内と受託隣は同等の雰囲気となると。
0:25:15	いうことを確認してございます。
0:25:19	また文献の論文のほうの増査結果ですけれども、消防技術安全処方といった設計の結果、
0:25:32	ここを参考しまして、向こうだといたしましたのでここでは最適な肺炎手法の検証といったの実験が行われておりまして、当エリア内部で傾き
0:25:44	会議の各エリアの一つのエリアに対して上部、下部からのことも聞いて内向きへの廃棄。
0:25:55	の手段を各パターン化して、その中で、エリアの中の煙が大気される公立といったところを立件しているものでしたので、この結果からも前実験結果から1分を
0:26:13	において、そのエリア内の上部に煙が急速に低下するといったことが確認されており、エリア内に蓄積した煙が当たった外部へ流入しないエリアとダクト内ばまあほぼ同じ雰囲気になるという、この結果からも、
0:26:31	それが十分に見えるというふうに考えてございます。あと、次に、またのところが青字でその見え消しで捕獲しておりますけれども、風速条件か。
0:26:42	これを流れのある中でのSEMのサンプル制度に関わる論文等いろいろと調べておりましたが、やはり現地相当の過料流れの速い環境下での管理性能というのは、
0:27:00	十分な技術的根拠がないというところで決済に
0:27:08	また起きるエリアとダクトといったのモデルを再作成しまして、実証試験を実施するというので今計画中でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:23	で、これらの一層試験の結果を踏まえまして、最終的な結論としてまた最終的にはご説明させていただきたいというふうに考えてございます。
0:27:37	続きまして、4 ページをご覧ください。
0:27:42	バブラー熱感知器のほうの説明になります。
0:27:47	3 ページの下から来るんですけども、その同じように、エリアの開口部のコンクリート壁で仕切られたエリアといったところ、
0:27:57	同様の説明となっております。
0:28:03	4 ページ目の
0:28:08	上記の評価。
0:28:10	本件については詳細を示すというところからですね、説明します。
0:28:15	で、各流れがある条件下でというところで、ここも同じように、まず一般的に公表されている情報から持ち込みかなり無理一般的な火砕からエリア内の最大温度は、
0:28:32	600℃以上になるであろうと。
0:28:35	いうところは、容易に予測できます。
0:28:39	そういった環境の中で、
0:28:42	課税が一定方向に流れるダクト内ではガスの流れとして継続してやってない場合は、熱感知器の動作組織 165℃を超えるものというふうに考えてございます。
0:28:57	で、火災発生時におけるエリアとダクト内環境の同等性評価としまして、先ほど同様にPPS
0:29:06	によりまして、火災の影響伝播評価を実施しました。
0:29:10	その結果矯正換気の状態と同じように、エリア内に仮置可燃物 1 個の燃焼を想定した場合ね場合の発生される地下階蓄積される熱、
0:29:26	そういったものを確認しています。
0:29:30	エリア上部に蓄積されるやつとしましては、1 分後で 146 度、5 分までは 179°であり、ダクト内に流入する十分な発想が形成されるということを、このツールの計算からも確認できています。
0:29:48	また、先ほどと同様に消防技術安全双方のこちらの肺炎手法の検証の実験結果からも
0:30:01	東部エリア上部での外向け廃棄の比熱効率がよいといった結果が出ておりましたので、こちらからの工作考察もあわせまして、エリア内に蓄積した熱が外部へ流入しエリアと約 700 がほぼ
0:30:18	津波復旧になるというふうに考えております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:21	風速等県下における熱感知器管理制度につきましても、先ほどの煙感知器と同様に十分な技術的な根拠がないというふうに判断いたしまして、こちらにつきましてもモデルによる実証試験。
0:30:39	のほうを現在計画してございます。その後、同様に、その結果も踏まえまして、各社の記載のほうは充実したいというふうに考えてございます。
0:30:50	感知性能に関わる資料4の中生活につきましては以上となります。
0:30:58	はい。%ウシジマでございます。ただ今ちょっと続けさせていただきましたが、資料1から4まで一通りの御説明を差し上げました。申し訳ございませんが気量と、というところは申し上げませんので、
0:31:14	コメント質問等あればよろしくお願いいいたします。
0:31:23	はい、規制庁のイワノです。説明ありがとうございます。それでは確認事項に移ってきたかは確認させていただきたいんですけども、まず資料の1-4ページをお願いします。
0:31:37	資料の1-4ページのところでですね、
0:31:42	まず前回審査会合以降ではですね、
0:31:47	Bのエリアについて、エリア内とエリア外にある火災防護上重要な機器それぞれについて何かどういう設計目標立ててるのかっていうところを整理してくださいっていうふうに言ってまして、今回目標ではなく、観点と書いたので、ちゃんと目標として、
0:32:04	AとBのエリアそれぞれAとBのエリアについて、エリア内で利害それぞれについて、目標を設定してください。
0:32:12	それから01-1のところ、今観点としてそういうふうにまとめられているんですけど、データ等、具体的に何が説明したいのかっていうところがよくわからないので、しっかり文字に起こして、目標の中に、この図の中に入ってある内容を
0:32:29	文字に起こして目標の中に入れ込むようにしてください。
0:32:33	当関西電力の方、よろしいでしょうか。
0:32:40	関西電力ウシジマでございます。それと今の御質問の趣旨の確認あるんですけども、今回AとBにつきまして、4ページの冒頭にセット剛性御説明を入れさせていただいておりますのは、
0:32:56	そもそも火災防護上重要な機器とは何ですかと、紐解いたときに、安全停止の機器がありますので、それはいいですねとBは放射性物質の貯蔵または閉じ込め機能がありますねと、それぞれについて、私どものほうからですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:12	それぞれの機能というものを考えたときに、提供限定するといったところを考えると、その観点異なる点がありますということでもって、このAとBの違いというものをここには入れさせていただきました。
0:33:29	今申し上げるかおっしゃられた設計目標AとBについて立ててくださいというのは私どもちょっとそこで一段階違うステップがあると思ってまして、AとB2についての守るべき性ばなんてすか影響を限定すると。
0:33:47	いうことの方え方に違いをもつて述べましたが、4ページの下に書いておりますように、本申請において満足できないという話はBのエリアについて私ども設定させていただくというか、
0:34:04	これについて確認いただくという趣旨だと考えておりますので、フリーについての悪影響限定することについて定義をさせていただいたという記載でございますのでそこがちょっと私どもの意図とですね、おっしゃっているところにちょっと相違があるのかどうかという確認でございます。
0:34:26	規制庁のイワノです。今資料上ではAとB両方について説明されてるんですね。
0:34:41	そうですね。今回はの領域については特に目標を整理しないという、そうしたくないしないという
0:34:51	ことですかね関西電力としては、そこについてはスズキ定義する必要はないと今考えてるってそういうことですかね。
0:35:01	はい、関さ人工島でございます。3ページのところでですね、第1の表の1-1-5690というところが出てきて、そこについて十分な保安水準というものを設定しないといけないということから、
0:35:19	この設計目標として、火災の影響を限定するという話に入ったわけでございまして、そこで一旦AとBというものがあるという私どもから説明は入れさせていただきますが、これのうちのbについて今回該当するもので、
0:35:37	について、設計目標として定義させていただいてると、そのことを、4ページの下に申請においてという所一方単品について定期確認競合するところということに記載させていただいてるところでございます。
0:35:53	この絵について定義するしないということを申し上げたのではなくて、本来のこの議論が起きてるあのもとなってるところがですね、Bのことについてというところでございますので、そこなアドオンして資源を記載しているものでございます。
0:36:14	。
0:36:15	規制庁の今野です。初層お待ちください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:20	規制庁のイワノです。関西電力の主張されたい内容というのは承知しました。それはとにかくそのBのところについてはしっかりそのエリア内エリア外について、何何がしたいのかっていうことがわかるように、Bの医療については石灰化
0:36:40	にしてください。そうそれについてはよろしいですか。
0:36:55	浅い電力クマクラでございます。ただいまのイワノさんがおっしゃっていただいたところなんです、踏査として考えておりますEのエリアの設計目標としましては、4 ページの一番下の下線部を引いてありますところに記載あります通りエリア内の火災を早期感知し、
0:37:15	エリア外への火災の悪影響を押し坪というふうにごちらに明記しているのですが、来こちらの案を設計目標では、
0:37:27	考えていくことが他が実施していないと、そういったことでしょうか。はい、規制庁の今野です。ちょっと多分記載が足りないと思ってまして、そのBのエリアのエリア内B-Bのエリアのそのエリア内にある。
0:37:44	火災防護上重要な機器について、今当炎がついていて、まず税理士がついてますけど、これが何かこのどうどういう状況を、どういう状況に
0:38:02	どういう条件にならないように設計目標を立てているのかとか、それがいや、こういうことまでは許容されますってということだとかそういうところが今早期感知をやってということだけでしか、書かれてなくて、このBのエリアのこの図の中に入っているところの内容が
0:38:22	何をしたいのかっていうのがよくわからないので、そのところ文字に起こしてわかるように
0:38:28	設計目標一番下に、一番 4 ページの一番下のとこに書いてあるところの設計目標に入れ込んでいただきたいと思ってるんですけど。
0:38:37	関西電力の方、いかがでしょうか。
0:38:42	艦隊電力ウシジマでございます。今イワノさんがおっしゃった点ですね私の方の理解でございますが、漫画の中ではですね、PdIについて、この当該のエリア内で火災を想定した場合に、
0:38:58	仮に、またタンクならタンクといったものが機能喪失して放射性物質が管理運営することがあったとしても、それはせいぜいそのエリアの中にとどまるということが考えられて、そこでエリア協会
0:39:14	2 部の外には性悪さをしないというか、そういったことが期待できるという趣旨をですね、この漫画には込めたんですが、そのFPたいことが、この下の文章のところには書き足りてないので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:30	このビルではそういったことを期待して、エリア内に限定するというので、ほかのエリアには波及しないということを設計目標とする実施しますということをし っかり書いてくださいと、そういうふうに関今理解をいたしました、趣旨合っ ますでしょうか。
0:39:48	規制庁の今野です。その趣旨で、そうやりませんので、資料にわかるように記 載していただければと思います。
0:40:02	最後、関西電力ウシジマでございますはいエリア内にとどまるというところの趣 旨がですね、4 ページの下の文章にはそこまで書き切れてないということをし 理しましたので、ここの充実を図ることいたします。
0:40:17	はい、規制庁の伊ワノですと次の確認事項なんですけど、
0:40:22	05Aと1-1 っていうところの委員のエリアのAのエリアのエリア内のところによ りですね、エリア内における火災の影響範囲を局所化するために早期感知する っていうところに、その局所化するっていうところの意味合いを
0:40:40	具体的に説明していただけますでしょうか。
0:40:53	はい、関西電力ウシジマでございます。この点につきましては補足が必要な のかと思いますけれども、今真ん中で記載しておりますあるポンプならポンプが 仮に火災によって影響を受けるとした場合にですね。
0:41:12	その火災というところで、ポンプの機能っていうものがshot支援喪失するかも しれないといったところですね、何かあると影響範囲、火災の影響範囲を極小 化するためっていう言葉なんですけど、
0:41:28	この認識ずれがないかということで確認されたのだと思うんですけども、な ぜ肩への影響の及ぶ範囲という点では例えばポンプのところからポンプの ところ、しっかりと、早期に感知することで、
0:41:44	そのあとの早期党首初期消火等にですね、つなげることによって、火災の影 響範囲をできるだけ局所化して限定したいという思いがございますので、
0:41:58	もう来てもう1 点ですね、ちょっとまで来てみてはいけないのですが、このナギ ラの中に機器というものがたくさんあるというイメージを持っていたときに、 例えばポンプがあります、ほかにもポンプがあります。
0:42:13	で、ポンプのTallポンプの機能がやられるというところはあったと想定としてあ ったとしても、ほかのポンプも経営を火災が延焼することによってやられるこ とがないように、極小化することによって影響範囲を限定したいと。
0:42:32	思いとして考えているところはこういったことでございます。
0:42:42	規制庁の伊ワノです。説明想定しました貯槽お持ちください。
0:43:01	規制庁の伊ワノで送達しました。すいませんちょっと追加でなんですけど、Bの エリアのほうにも同じようにで見るとですね、二つ機器があって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:12	二つ機器が同じようにあるような構成になってるんですけど、Bのエリアについても同じような考えで
0:43:20	AとBのエリア内にある重要な機器が二つ以上あった場合に、もう一方に対して影響を与えないっていうような設計をBのエリアについても考えておられるっていうことなんですか。
0:43:33	。
0:43:35	一般されるウシジマでございます。今おっしゃっていただいた点は大事なポイントだというふうに理解をしております、性能をしつつ安全停止に関わる機器のほうですね、こちらが機器それぞれが一つ一つが低機能という形で安全停止に関与する機能を持っていると。
0:43:55	このようにまず考えますので、一つのポンプがやられてもええとほかのポンプってのはまた別の機能持つ場合がありますので、できるだけそういったほかのポンプの影響受けないようにということを考慮したのがいい話でございます。
0:44:11	しかしながらbの方は鉄塔守るべきところが放射性物質の貯蔵という機能でございますので、このタンクがやられるかやれないかで例えば漏えいするかしないかというところよりはですね。
0:44:26	その漏えいしたものが生保込むところに、鉄塔論議が広がっていったですね、づくめ設置終局的には性が一般公衆に及ぶことがないようにということを念頭に、
0:44:43	火災区域境界であったりレクを公開であったりというところですね、しっかりの放射性物質を正ともれがとどまるようにも閉じ込めていくというところを念頭に置いたものでありますので、生の方は、一つ一つの機器の
0:45:02	火災による影響によって機能を失うということを念頭に置いてますが、SPEEDIはタンクが政府もし、火災によって何がしか圧損影響があったとしても、その放射性物質が設置されたものがあってそのエリアの境界とかで、
0:45:22	ほかに燃え広がっていかないようにといったところ、主眼に置いているものでありますので、この絵の中で言いたかったところがですね。それとbの違いというところで、どこで抑えを考えるかといったところ、説明したものであります。
0:45:46	規制庁のイワノです。承知しました。のエリアについては、ほかのもう一方に影響を与えないようにっていう設計目標、そういう。
0:45:57	ここは設計目標立てないっていうふうにおっしゃってるので。そういう観点があるけれども、Bのエリアについては、特段そういうものはなく、ないと、そういうことですね、承知しました。
0:46:09	わかりました。ありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:14	そうですね。はい、わかりました。
0:46:18	すいません。次の確認事項に移りたいと思います。
0:46:25	はい。
0:46:27	次はですね、
0:46:29	。
0:46:30	所長の近田さん。
0:46:32	安全機能を有する機器等、
0:46:37	規制庁の今野です。お待たせしました。えっと次なんですけれども、
0:46:44	Aのエリアについてなんですけど、原子炉の安全停止機能をのエリアのエリア内について、
0:46:52	原子炉の安全機能を安全停止機能を有する機器等の
0:46:58	等の火災の影響を当局所管するっていうふうに書いてあるんですけど、この
0:47:08	局所化するっていうかさエリア内の機器への影響を局所化するっていうことと、エリア外にある
0:47:17	火災防護で重要な機器等に影響を及ぼす機器の機能が喪失しないっていうことは、これは何か関連づけて説明されようとしてるんですかねそれともこれはとも別々の観点として、当エリア内のやつはこう守りますと、
0:47:33	Dエリア外のやつについては守りますという二つの観点があるっていうことなんですかねそれともこの二つが関連づいていると思ったらいいんですかね、ちょっとその辺のところ認識が合ってる方をどう確認したいので説明していただけますでしょうか。
0:47:46	はい。
0:47:47	はい、関西電力ウシジマでございます。まず一義的にはですねへの系統機器につきましては、そのエリア内ですね、一つの機器が影響を受けたときに、ほかの機器も影響を受けないように影響範囲を局所化するということに力点があります。
0:48:06	ですので、そこにまず一つのポイントがありまして、そのエリアの共管からですね、外温度とところの悪影響というところはあまりここを積極的に論じてるところではありません。Aについては、やはりセキの中でもですね、できるだけほかの機器のダメージが受けないようにというところ。
0:48:26	考えたものであります。それと加えてになります、このAの基金に相当するところはですね、これまでも消防法施行規則通りに網羅的に感知器を設置して対応していることでしょう管理ができていてという位置付けのものであります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:43	次にbのところはですね、先ほども申し上げましたが、例えばタンクが破損することによって漏えいするといったことを考えた場合に、メディアの中には放射性物質が漏れているがあるかもしれないなということを念頭に置いた上で、
0:49:01	それがエリアの境界から、他に影響が及ぶかどうかということを議論しておりますので、その観点も含めてですね、他のエリアへの影響といったところを随時したものであります放射性物質の漏えい防止というところで、緑のハッチングでですね。
0:49:19	隣のエリアも含めて、意識した上で記載したものでございます。
0:49:31	規制庁のイワノです。ちょっと確認なんですけど、Aのエリアについては、エリア内の機器の防護の考え方と、エリア外の機器の防護の考え方はそれぞれ関連ついてなくて別々のもの、仮に目標みたいなものを建てるとしたら別々の目標になると思ってよろしいんですね。
0:50:03	すいません関西電力カクマクラでございます。今、予算がおっしゃったところについてはですね、Aのエリア内については、アートエリアにおける火災の影響範囲を極小化するために早期感知、こちらについてを達成することで、このフローエリア外についても、
0:50:19	他のエリアの一般火災の悪影響はないということに繋がっていくというふうな関連づいているというふうにご覧いただけます。町です。
0:50:31	規制庁のイワノです。やっぱりそこは関連づけて説明しようとしてるっていうことですね、
0:50:38	もう少しちょっと以前もお話があったかもしれないんですけどそのエリア内にある機器が守られるかどうかというところと、そのエリア外にある機器が守られるかどうかというところは、もしその区画を守りますっていう話であれば、区画外にあるものについては、
0:50:57	区画が守られれば大丈夫エリア外のもの、通ず機能喪失しないっていうのを説明はつくんですけど、エリア内にあるものが守られれば、別の位置にあるエリア外のもの守られるっていうのはそれは直接的には関係しないので、
0:51:14	何かしらそもそもなぜエリア外の機器が守られれば、エリア外のものも同様に守られるんですっていうところの説明は別途必要になるので、もしそういう説明をもし今後されるかもされることになってそういうふうなそういう説明する場合は、
0:51:31	その点がしっかり
0:51:35	追加されて説明されるように注意してください。私からは、これについては以上です。関西電力の方からは何かありますでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:46	はい、関西電力ウシジマでございます。ちょっと今申し上げた点ですね、私のほうから、ポイントとなる場所はですね、Paのセキがあるところについてはその委員の機器のあるところのエリア内で二つの異なる感知器でもって早期感知して抑え活動。
0:52:06	いったところが主眼でありますので、そことエリア外という話はですね、必ずしも深く関連づけたものというのはいりません。これに仮にエリア外にですね、の機器がある場合、それは当然そのエリア外のゲーム機器は、
0:52:23	のあるところはそこがまたそこでゲーム的であるものとして、感知器がダブルで監視しにくいことになるので、それぞれの機器のあるところはそれぞれのエリア内でしっかり見ているという話でございます。
0:52:43	規制庁の今野です。もしそういう絵のエリアについて説明される場合は、繰り返しになるんですけども、エリアA棟、
0:52:59	もしそのエリアの境界を守るっていう話ではなくて、あくまでエリア内にある機器を守るっていう話であれば、
0:53:07	そういう説明は成り立たないので、
0:53:12	その関連がわかるような説明をお願いします。これについては以上になります。
0:53:19	別途じゃ次のページに、次の確認事項に移りたいと思います。次ばえっとですね、5 ページをお願いします。
0:53:28	この5 ページについて、まずですね、上から二つ目のパラグラフ、
0:53:35	既申請、時申請はっていうところからですね、パラグラフ4 行目の確認いただいたってところの文章なんですけども。
0:53:46	今ここは何かの確認審査していただき、確認していただいたって内容だけになって、具体的にどういう設計をしたのかっていうところが今全くよくわからないので、関西電力としてどういうふうな設計をしたのかっていうところが、
0:54:02	わかるようにこの文章の中に設計の内容というの盛り込むようにしてください。
0:54:08	関西電力の方よろしいでしょうか。
0:54:12	はい。
0:54:13	関西電力ウシジマでございます。ちょっと文章の組み立て方がこちらの意図が悪かったのかもしれませんが、また以降の設計目標を踏まえてこういう先生と口頭審査いただいた事項というのをですね。
0:54:28	総務について整理するということで下に述べております。なので今イワノさんがおっしゃった点、何を審査したのかっていうと、県についてはその下にですね、列記しております事項がその内容を示したものでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:44	うん。
0:54:50	規制庁のイワノです。すいません一つお待ちください。
0:55:06	すいません規制庁のイワノです。お待たせしました。ちょっとすいません私のセキがあまりよくなかったので、ちょっともう一度趣旨をお伝えしますとですね、
0:55:16	今審査していただきとか、確認していただいたっていうふうに規制庁主体の文章になってるんですけども、そこは関西電力として設計して申請しているものなので、ここは関西電力としてこういう
0:55:34	当発生防止から、影響軽減のところについて、設計して申請をして適合したっていうことを
0:55:46	規制庁の主体じゃなくて関西電力主体として書いていただきたいというそういう趣旨です。すいません。よろしくお願ひ。よろしいでしょうか。
0:55:57	関西電力ウシジマでございます。今おっしゃった点のご最もだと理解いたしました対象でございます。弊社主催の書きっぷりに見直しさせていただきます。
0:56:11	はい、規制庁のイワノです。それではすみませんよろしくお願ひいたします。
0:56:17	それからですね
0:56:20	表の1-2のところなんですけども、伊藤第1-2の表のところなんでの消火のところの説明についてなんですけど、この消火のところのこの消火のところの項目の設計対応事項の欄についてなんですけど、こう欄だけですね。
0:56:40	黙秘ええと、この欄だけ手段が書いてあって他ほかのところは全部目標になったかちゃんとしっかり書かれてるんですけど、この欄だけ手段になっているので、ここについて、ここについてもちゃんとどういう設計目標をしてるのかっていうその目下すいませんどういう目的で設計指針のかっていうその目的がわかるように、
0:56:59	記載を見直してください。
0:57:02	当関西電力の方よろしいでしょうか。
0:57:07	はい、関西電力でございます。はい、ウシジマでございます主旨の承知いたしました消火設備についても、目的がわかるようにということで、修正いたします。
0:57:20	ここは規制庁のイワノです。ではよろしくお願ひします。
0:57:24	それから、その表、表の下のなお書きのパラグラフなんですけれども、
0:57:31	まずこの何億の後に、この設計目標を達成しというふうに書いてあるんですけど、この設計目標っていうのをさせてるのは、感知消火のことだけをさせているのか、それとも、その発生防止感知消火、影響軽減のすべてを指してるのかっていうのを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:48	説明していただけますでしょうか。この設計目標が達成されれば、下の内容ができるよってということが書かれてるんですけど、それが感知だけであれば、下のやつができるってということなのか、それとも発生から、
0:58:05	影響軽減全部ができないと、下のことができないってことなのかちょっとその辺ははっきりさせたいので、説明をお願いします。
0:58:18	関西電力ウシジマでございます。本申請におけるですね設計目標と定義しておりますが先ほどの4ページのところにありました。東海エリア内の火災を配置4ページの下ですね、そういう偏る早期感知し悪影響防止することと、
0:58:36	いう設計目標という設定でございますので、それをきちんと設定していればということが趣旨でこの文書は始まっております。途中にですね、今第1-2表で発生防止、感知消火影響軽減ということも含めてちょっと記載しましたので、ちょっとその辺りの対象が、
0:58:56	ぼやけたかもしれませんが、今後の設計目標達成しというところの記載の意図が4ページの施工範囲を示していたものでありますので、一括続く文章もですね、詰まるところは、その前のページの4ページの
0:59:13	それと、上の表-bの項ですね、bの項の6セリア協会とどまって以降ですね、火災区域の境界から外に対して悪影響を及ぼさないということについての説明となっているものでございます。
0:59:37	規制庁のイワノです。そうすると感じでしょうか。
0:59:41	だけをさせているってことでよろしいでしょうか。その申請としては感知消火だけかもしれないですけど、このなお書きの以下の内容ってというのが今回は発生防止とか影響軽減とか、何も変わってないので、それはそのまま使ってこの今回新しく確認した感知消火とあわせて、
1:00:02	完治所発生防止から書か影響経験が全部達成できたら下のなお書きのような状態になるっていうふうな理解人なるのかなと思ってたんですけど、その
1:00:15	感知し今回の申請で感知消火、感知だけっていうのはわかっているの。なお書きの内容が感知だけで達成できるものなのか、それとも発生防止から影響軽減全部が必要なのかというところについて回答いただけますでしょうか。
1:00:34	はい、ウシジマでございます。こちらに記載の見解の移動をまず先に申し上げたいと思います。
1:00:41	4ページのところまでで説明を入れさせていただいておりますのは、正とBの低放射性物質の貯蔵する機能について、着目しまして、規制とか火災の設計目標というものは、エリア内の火災を早期感知し影響悪意

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:01	以上をエリア側への火災がアプリ競合することということについて考えましたので、ここです、先般いただいたコメント等を踏まえ、悪影響を限定しという言葉の中にはいろんなイメージが
1:01:19	出てくるので。来申請の中でどこまでが認められていて、何が、今回、新規に見ないといけないものなのかを整理するといったことが私どもの宿題と認識しておりましたので、このちょっと間に挟む格好となりましたが5ページのまた書き以降で、
1:01:38	この発生防止と感知消火と影響給源という項目で見た場合に、ここが中に政党4ページに登場してくる壁であるとか、そういった消化この感知の後に出てくる消火といったものですね、含めて正義人生の中ではこういう
1:01:58	ものも確認いただいているものをですね、一般全体おさらいをさせていただいたという格好で、この上段は記載をさせていただきますので、
1:02:08	その上でこの段分けていうのはですね、この設計目標のことについて語っているのではなくて、
1:02:16	設計目標が達成されていけば、本中に限定されるということになるんですけども、その時位に概要及ぼさないかということについて、ご質問等もあると考えてまして、
1:02:35	その先は性システムできちんと大丈夫なのシステムが構築されていることで、心配はございませんと、どちらかといえばQA的に書くような筋合いのものなのかもしれませんが、設計目標そのものをここで語ってるんじゃないかと、
1:02:54	後ろの他もエリアとか、そこから管理区域外施設エリア外のところに拡散しては区域をしないかということについても、なお書き以降が増えたというところがありますので、ちょっと先ほどの御質問からいきますと、
1:03:12	設計目標達成するためにこのなお書きがあるのかということなんですが、設計目標あくまで4ページの右の漫画にありますように、セキエリアの中です。ええと火災の早期感知して悪影響を防止すると。
1:03:27	そういったところが設計目標でございますので、今、5ページで展開しておりますのは、質性過去の起振性の確認事項と、あと加えて、それから波及して提供するかしらないかということについて、
1:03:45	加えた説明をさせていただいてると、そういったところがあります。
1:03:52	はい。
1:03:54	規制庁のイワノです。すいません。今の説明だと今出してももらっている感知消火、感知の設計であるとか、これまでの申請申請なりで確認した発生防止とか影響軽減のもの。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:10	設計とは関係なく、その万一エリア内での火災によってってところの以下のものってというのは達成されるってということなんですかね、ここの公開のこの火災の設計なりと
1:04:25	関係なく、万一以下の内容が
1:04:33	1時間の内容の通り、エリアがEエリア外ではなくて、建家外って書いて建家外って書いてありますけど、建屋外に放射性物質が漏えいすることはないってということなんですか。
1:04:47	今ここの文章を見ると、やっぱり設計この感知消火なり火災の発生防止から影響軽減なりが達成できないと、こういうことができないよっていうふうな文章に書いてあるように見えるんですけど、そういうわけでは全くなくて貫通火災の設計と関係なく、
1:05:06	この交差点恵比寿の漏えいしないってことは達成できるっていうそういう理解でいいですか、そうでそれであればその上のところも最初のところの文章っていうのはちょっとミスリードになると思うので、修正を書きぶりを見直していただきたいんですけども、
1:05:26	電力ウシジマでございます。今おっしゃっていただいたのは、なお書きのこの設計目標達成してというのが前例条件下のように読めてしまうので、それ以降の文書がですね、これを前提にした上で成立するしないという読み方になっちゃうのでミスリードになるかと。
1:05:44	そういうことだというふうに理解をいたしました。私ども事実関係としてはですね、この以下に書いてあることは、今回の火災防護の審査とは別でですね、既存のシステムによってすでに構築されており、審査においても確認されている事項でありますので、
1:06:03	ちょっとミスリードになるというのは御指摘は理解いたしましたので確認については注意いたしまして修正を加えたいと思います。
1:06:11	規制庁の今野です。回答ありがとうございます。全くそのような意味でして、もし違うということであれば書きぶりを修正していただければと思います。
1:06:22	それからですね、次の確認事項なんですけども、
1:06:27	今、話にもちょっと出てきた万一ってところから以降の内容は以下の内容なんですけども、この踏ま構成物質が漏えいした際の対応みたいなものは、影響軽減の中でも確認されていないのでしょうか。
1:06:50	関西電力の引間でございます。こちらに記載している中身ですね、例えばコンクリート平気であるとか、3億にとどまる費とか、放射性物質のモニタリングして廃棄。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:06	のシステムであるとか、そういったことがですね、生徒放射線管理施設とか、そういったところの件記載事項のところによるところの持ってきているものでございまして、壁のところがかたいの影響軽減等関係するののかというのが、部分的には重なるところあるかもしれません。
1:07:26	でも、この火災防護が影響軽減の壁っていうのが必ずしもすべての壁を指しているものではございませんので、ここの結論はですね、なお書き以降の前日以降に書いてあることは、火災防護とは別の審査事項によって確認されていることを書いてるものというふうにご理解いらっしゃる。
1:07:50	規制庁のイワノです。影響軽減とか火災の審査の中では見てないっていうことは承知しました。
1:07:57	それについては、そうすると、これは当火災ではない。別の新基準なりの申請の方させ、
1:08:09	流失アート放射線防護の中で見ているっていうことでよろしいですか。
1:08:17	はい、他電力島でございます。再稼働の申請の中での放射線管理施設の中にですねえと廃棄施設とか換気空調設備に関する記載等がございまして、その中にこの
1:08:32	出資システムに関する記載等はございましてそこからの引用して持ってきております。
1:08:39	規制庁のイワノです。承知しました。では江藤後日でいいので。すいませんが、どの申請、どうも説明してどの申請などの説明書のどこに書いてあるのかっていう、ちょっと該当箇所を連絡していただくように、
1:08:55	していただければと思います。よろしくお願ひします。関西電力の方、よろしいでしょうか。
1:09:03	はい、関西電力ウシジマでございます。ご指摘の点、趣旨理解いたしましたので、当該箇所、また御提供させていただきます。
1:09:13	はい、規制庁のイワノです。ではよろしくお願ひします。初層末ください。
1:09:25	ちょっとこれからYamamotoちょっと重複する内容もあるかもしれませんが、ちょっと確認をさせていただきます。
1:09:36	もうちょっとこれはこれでいいんじゃないかかって言ってるつもりはないんですけども、もう
1:09:45	ビームエリアのみに今回ちょっと、
1:09:49	その限定している理由をとって、
1:09:51	頑なにちょっと

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:54	限定しているような印象ちょっと受けてまして、その事由がちょっとわかれば私理解しときたいなというふうに思ってます。これ何故かっていうと、最終的に設計目標としてエリア内の火災を早期検知Cエリア外Mを
1:10:13	火災の悪影響を防止することっていうふうにここで一応設定されてるんで、それに対して何も来違いがあるのかなってというのが、
1:10:24	AとBで、
1:10:25	Bは包含できるんだけど絵は包含できないというところに、
1:10:30	繋がって
1:10:31	るのかなってというのがちょっと正直わからないものなんで、ちょっとここはあのを考えると聞かしてください。
1:10:43	本体連立の尻までございます。ちょっと二つの切り口からご説明をしたいと思えます。まず別途守るべき機器の機能という面で、まず、先ほどご説明したのが一つ目の切り口になるのですが、
1:11:00	という方法は、機器の機能とかいうのを見たときに1個1個の機器が一つ一つの機能を持っているので、そこに対する火災の影響っていうものを限定化したいと極小化したいということでもあります。しかるに、
1:11:16	その結果としてですね、この二つな切り口になるのですが、対応する手段として、このエリア内については二つの異なる感知器を網羅的に設置するという基準通りの対応をとっている。これがもともと基準の要求で私ども
1:11:36	それを正として考えているわけでありまして、機器の配置とかいろいろありますが、きちんと°煙なり熱なりというものです。起こった火災というものをできる限りの早期感知を図りたいというのがあってあります。
1:11:52	Bは出て相関値を測はかる図らないということも申し上げてるんじゃないのですが、機能という面でまず考えた場合にある火災があった場合に放射性物質というものが、仮に漏えいしたとしても、そこはエリアの中に限定されると。
1:12:08	ということにかんがみましてですね、加えて、この議論の根本になっているところではありますが、放射性物質を貯蔵してるということに起因して放射線量が高いということでそれによって、
1:12:25	感知器が網羅的に設置できないという事実、そういったことがあることにかんがみまして、私どもはその出口の設計目標といいますかね、そういったところを歳入ポイントは、エリアの境界でもって、きちんと火災の影響を限定すると。
1:12:45	いうふうにまず機能面から考えてもそのように考えておりますし、火災の感知という点で考えた場合もですね、必ずしもこの中に制約条件があって、感知器が網羅的に設置できないんだけど、こん中をきちんと火災を早期に感知できると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:02	いうところはですね、多核種設計目標ということで設定するという考えでございます。昨日という面倒を実際に感知器をどのように置くかということもですね。念頭に置きながら、仕分けをしたものがこの説明でございます。
1:13:22	はい規制庁の関です。ちょっとイワノ等同じ回答になっちゃうけども言いたいことはわかりました。はい、それで。
1:13:31	スズキにやっぱりちょっとへの話をちょっと踏み込むのはあれ本屋ないかもしれないんですけどもちょっとさせていただきたいんですけども、
1:13:42	もう
1:13:44	うーん。
1:13:46	このエリア内の火災の影響を局所化するために仮設っていうふうに言っていて、これは、
1:13:55	。
1:14:00	もともとここに書いてあることっていうのは、3 ページ目の下のところ、多分、
1:14:08	3 ページの下のところで火災からの影響を限定する観点っていうふうに書いてあるんで。
1:14:15	φ1 からの影響を限定するっていうのはこういうことだよって定義をしていると私は理解をしているんですけども、
1:14:23	もう
1:14:24	このAのエリア内に書いてあることは極小化するっていうことは可能ということ常態としたとすることを
1:14:36	おっしゃってるんですかね。
1:14:38	それとも
1:14:40	先ほど思いという言葉が使われてたので、
1:14:46	目標はそうなんだけれども、
1:14:49	そんなもう本当に守ることを考えていて、やっているのか、設計をしなきゃいけないのかということもちょっと確認をしたいんですけども、
1:15:02	関西電力の城間でございます。今セキ様のおっしゃった撤退された点はですね、多分この早期感知の後ろにくっついてくる消火も含めてセットで考えているのか否かっていうことをお尋ねになられたと私理解をいたしました。
1:15:19	閉合あのエリアで考えた場合にですね、このAのエリアが例えばひどいとしましようできるところに、例えばポンプが沢山並んでいて、そこにAと感知器というものがですねそれぞれ網羅的にある例えば天井に
1:15:37	何ですか、60cmの梁とか、そういったものがあつた場合に、きちんと面積を考慮して感知するという役目を担っていて、配置していくわけでございますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	それできちんと早期感知をするということですね、エリアの中の火災どこで起きた火災についても、
1:15:57	早期感知をしっかりしましょうということで、款機器を配置しましょうという趣旨をここは言っております。片やBのほうはですね、このエリアの中で起きた火災によって機器の機能が喪失するかもしれないけども、エリアBと前だということで考えた場合に、感知の
1:16:17	あり方というものは必ずしも網羅的でなくても、エリアの中で起きた火災を例えば今回のように、ダクトで感知するやり方でもってでも早期感知と考えられるでしょうと言ったことも私ども念頭にございますので、
1:16:34	その感知の仕方というところに経営塾は勝利って考えたものでございます。先ほどセキ様からご質問になった限定するということに消火がセットかという、消火はここではセットでは考えていなくて、やはりそこで起きた火災を早期に感知すると。
1:16:53	いうところですね、ここは経営計画競合するために早期感知するというところで展開してございます。
1:17:10	規制庁の関です。そうすると、
1:17:14	ふうん。
1:17:18	もう感知器のところに確かに。
1:17:22	火災からの影響を限定するっていう言葉はあるんだっていう、どう、それは、
1:17:31	感知だけで全部達成しようっていう
1:17:38	ことをおっしゃってるんですかね。
1:17:44	関西電力ウシジマでございます。これはもともとの基準の要求からの先輩の文書の読み取り方のお話になっていると思うのですが、ちょっとこの資料の三つ理事をご覧いただいて、もともとこの基準の
1:18:02	設計目標設定するときですね、持ってきた言葉はですね、基本事項の2ポツ2ポツ1の火災の影響を限定し早期の感知、消火及び消火をタナベます火災感知及び消火を行える設計であることということで、
1:18:20	管長した上で消火をするということでもって火災の影響を限定するというふうに理解はしてございます。そのうちの消火等については、先ほど5ページで御説明書いておりますように、消火に対する考慮事項というものは、
1:18:39	私どもがこれまでの申請等で時説明させていただいたこと、そこからも変更はなくて、その消火という行為については、確認いただいと、監事については、早期感知という点で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:56	劣るところがあるという意味合いからバックフィットの要求を私ども受けておりますので、早期感知という点でも取るところがあるので、早期感知について設計目標を達成いただいたという理解でございます。
1:19:33	規制庁の関です。今、
1:19:38	基準でいってるか高いことをやろうっていうことをおっしゃっているんで、それを特段
1:19:47	私としていや違うんじゃないかっていう
1:19:51	ことはないんですけども、もう表の 1-2 表では、
1:19:58	影響軽減とか、替えませんっていうふうに言っていて、それとこのエリア毎の個々の説明って成功するんですかね。
1:20:22	関西電力ウシジマでございます。今発生防止、感知消火影響軽減という3方策がある中の逝去経験というのはあくまでも影響軽減という言葉なので影響を限定するという話と一緒に安いところと思えますけれども、
1:20:42	あくまで感知消火というところで、まず一つの設計対応があって、その上で、例えば原子炉の安全システムに関して、ある機能がやられたときに成功しなかったときに同一の機能を持つ人ほとなる取れんの。
1:21:00	危機があった場合にはこちらがちゃんと影響軽減で守れるようねというのが影響軽減の意味合いでございますので、影響軽減というものを論ずる場合には、
1:21:17	例えばこのエリア内が正のRHRポンプの部屋であるとするならば隣がBのRHRのポンプとした場合にはエリア協会の壁の部分が影響軽減対策になりますし、
1:21:30	で、感知と自動消火設備っていうところが、その確認の対象となるというものでありますが、今はその部分を議論させていただいてるのではなくて、あくまでこのエリアの中を見たときにあるポンプがあって、そこに対して火災があったとした場合に、
1:21:49	その機能にも着目しながら、感知はどうかということを求められているので、そこについて早期感知という点で整理をさせていただいてるところであります。
1:22:30	規制庁のイワノです少々お待ちください。
1:23:01	規制庁の関です。もう
1:23:05	そちらも必要してることか。
1:23:09	もう
1:23:11	高いっていうのわかるんですけど、そこは理解するんですけど。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:16	もともとこの火災審査基準的部分 2 ポツ 2 ポツの 1 の中身の話っていうのは、
1:23:33	審査基準通りの方法で消防法施行規則、
1:23:39	に基づいてつけていけば、この目標は満足してるっていうふうに
1:23:46	会計なんですよ。
1:23:50	そして、理解をしているので、
1:23:54	今回そういう高い目標を立てるのであれば、方針をやっぱり変えるっていうふうに私はとるんですけども、
1:24:02	であれば目標変えるっていう手続きからしてもらわないといけないような気がするんですけどもそれとこの表の 1-2D の体系で語られているその審査基準の体系で語られていることと、
1:24:18	合っていないのではないかっていうのが私の素朴な疑問なんですよ。
1:24:23	言ってることわかりますかねちょっとここでいけばご返答いただきたいんですけど。
1:24:32	関西電力ウシジマでございます。正直申し上げて、ちょっとこちらでも理解がついていけない部分がそちらでお考えなのですね、審査基準で設定してることよりも、こちらの説明は高い目標設定してる分には構わないんだけど、とおっしゃってる。
1:24:50	高い目標というところがですね、多分この限定するという意味合いを私たちが説明したときに、基準ではそこまで求めてないよというところがですね、多分私もがうまく理解できてないところなのかなというふうに思っております。
1:25:06	ちょっとそこがちょっとですね、ひょっとしてかみ合っていないのかなというふうに今ちょっと思いましたのでまず一旦開始いたします。
1:25:15	はい。規制庁の関つこうについてはもう前回、火災室長も言ったかもしれませんが、そのAMエリア毎である安全上重要な機器から火災が発生したときに、
1:25:32	もう
1:25:35	今も不祥角度当然するんでしょうけれどもして他の機器に影響がないように努力はされると思うんですけども、
1:25:46	その上、
1:25:49	それが担保されされる、いわゆるそのじゃこの右の比を本当にその残るということ
1:25:57	担保する設計なんですかって言うところ。
1:26:02	第一番引っかかっています。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:08	はい。関西ウシジマでございます。引っかかっているとおっしゃっていただいた点、理解いたします。これは、
1:26:16	私も火災の観点から考えた場合に、このエリアの中で火災があったとしたときに、この一つのポンプが仮に火災の影響を受けたとして早期の勢いがですね、区内のポンプにも意に繋がらないようにというのは、
1:26:34	どう考えるんだいと問われたときに、この部屋の中は燃えるものと、どんなに休暇どの程度かわからないけど燃えるものと考えてしまうとセキという議論になるものというふうにそこは承知をしております。
1:26:50	なんで今多分セキ様が御指摘いただいたのは私たちがこういうふうの一つのエリアの中の一つの機器に着目して、そこに限定するっていうのを、事業者が書ける分には構わないけれども、規制としてそこ終わんだ取り入れるかマスク事項等
1:27:09	基準で要求してるわけじゃないよと。多分そういうことをおっしゃっていただいているんだというふうに今私のほうは理解をいたしました、このエリア外は燃えてしまうことはやむなしという状況に陥ることが念頭にあるとそのような理解でございます。
1:27:28	はい。もう規制庁の関そこという1-2表、
1:27:34	その開閉内規てるんだから、
1:27:37	基本的には、
1:27:39	の整合性ということで私は通ってるつもりに聞いているつもりなんですけれども、
1:27:47	活きつもりです。ここはもう言うことだけなんですけど、一応ここ共通理解になりましたかね。
1:27:55	。
1:27:56	関西ウシジマでございます。私ども今回ですねAとBというものを仕分けする格好で、機能に着目して機能を考えた場合には、平和やはり一つ一つのポンプというところで盛況限定するべきではないのかと言うところ、
1:28:16	ここからこういった論旨になっておりますが、火災の影響を限定するというふうに考えた場合にはですね、キリン切れ目といいますかというのはこん例えばエリア協会などエリア協会というところの範囲でエリア内は思ってしまうと、だけど、そう、当該のエリアには、
1:28:34	悪さをしないように、早期に感知して悪影響を防止するというのが一つの線引のところかなと、そのようにも理解をしておりますので、今、セキ様がおっしゃられた円について、機器単位に統括して、そこを守るということを私どもが
1:28:54	論じるのであれば、その担保の議論に変えていくから、市もそれが次のかということ仰られたというふうに理解をいたしました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:03	はい。
1:29:05	はい、規制庁目的です。その通りですがもう少しともこの説明だけですと、
1:29:15	エリア内のこの赤枠で囲ってある機器が火災をしたとしても、火災があったとしても、この右側にあるBのがもう、右側の火は守る状態を保証するっていうふうに見えますっていうのが私の
1:29:34	言いたいことです。
1:29:37	保証するっていう意味ですね。はい。
1:29:41	はい、関さウシジマでございます。その疑念が出てくるので。答弁そのときには保証するための消火というものが議論でセットになってくっついてくるよということだというふうに等を理解しましたので、あくまで感知というところできちんとものを論じるときには、
1:30:00	一つのエリアならエリアというところの中で感知を仕切って語るというところで平仄を合わせといったパースべきであると私は今そのように理解をいたしました。
1:30:13	はい。規制庁平成町わかりわかりました。
1:30:18	その上で、先ほど課題私申し上げてるのはこの1-2表のところでも会計の中である程度説明をしているわけですよ。
1:30:29	ポコポコとの関連関連性については、
1:30:33	だからこそ、ここのところを絞って議論すればいいというふうに私は理解してるんだけどそれとそのやっぱ整合がとれてない説明をするのか整合とれてる説明をするのかっていうのはちゃんと意識をして、事業者として保守向き出してください。
1:30:49	っていうのが最後いいということですよよろしいでしょうか。
1:30:53	%ウシジマでございます。ご指摘いただいた点、承知をいたしました。後ろの表、第1の認証のですね、絞り込みのところとも整合した形で見直しをさせていただきます。
1:31:09	はい、規制庁のオフィス、ここはこれで結構です。それで、ちょっと聞いて余計の補正はとして私感じてることを1-2表でもう1個だけいいますけれども、
1:31:22	発生防止感知消火影響軽減まああの影響あり、ごめんなさい。健康もありましたという事実関係をこれでわかったんですけれども、
1:31:33	もう
1:31:38	変更がないということだけでここを見ればいいというふうには多分ならないと思いますんで。
1:31:49	今回換地設計を変えるわけですがけれども換地設計をした上で、その消火との関連。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:56	設計を変える必要があるのかないのかとかそういうような話っていうのはやっぱり最後、評価としては出てくるわけですよ。
1:32:05	ちょっとそういうところを踏む変更がないだけを私は書いて欲しいという意味で前回これを語ったわけでありませんで、ちょっとそのところはちゃんと想像力を働かせていただきたいんですけども、いかがでしょうか。
1:32:24	はい、関西電力ウシジマでございます。今おっしゃられた点承知いたしましたあの発生防止なら発生防止の考慮事項があることによって今回見直す必要がないといった罹患ことですね、説明としてきちんと入れるということと焼酎いたしました。
1:32:44	はい。それから最後ちょっと6ページ目のところも、
1:32:50	話だけ、ちょっと簡単にしたいんですけど。
1:32:56	確認方法ということで、感知器の設計と配置設計キーを確認します設置しますよってということが書いてあって多分これ後ろとの関係性を見ると、多分異なる2種類の感知器はちゃんと設定。
1:33:12	いますよっていうのは、
1:33:15	もうこれは多分審査基準と同じように、
1:33:19	考えられているっていうことかなあとというふうに私は見えています。
1:33:26	で、もう
1:33:29	次に7ページ目を見ると、
1:33:32	具体的な設計方針というところに行くと、
1:33:38	いわゆる異なる2種類の感知器を設定する選定するとかそういう記述がないんですよで異なる感知器二つ使うっていうのは確か。
1:33:52	従前の設認間かでも、
1:33:54	書いてある話だと、基本の方針に書いてある話だと思うんですけども、その関係性汚損設計方針ではなくて、その確認というふうに書いてあるところところがちょっと私いまいちよくわからないところなんですけど、
1:34:09	そこを説明していただけますか。
1:34:17	はい。6ページのほうのですね、(4)の設計達成の確認方法の方がですね。観点1のところですね、適応可能な形9000中止異なる感知方式の感知器決目当てせて設置していること。
1:34:36	いうことでは書かせていただいております。ただいまセキ様のほう調べた7ページ以降で具体的な設計を書くときに感知器を二つ並べて書いてあるんですけども、異なる感知器をこれこれこういう考え方で選定しましたというちょっと
1:34:54	下記足らずのところがあるというご指摘ですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:59	はい規制庁の関です。それで基本設計方針で落ちてないっていうのがわからないっていうのが一つ等を
1:35:09	設計目標っていうのを立てた上で確認キ―確認中の評価とは違うんですか。ちょっとそこが所基本設計方針に落とすまでにどういうプロセスを経てこういふふうに変換するっていうのが、
1:35:26	わからないものなんで、もう
1:35:30	聞いているんですね。
1:35:32	今あくまでもその基本的方針をどう書きましようかねって議論もうフェーズが写っているんで。
1:35:39	趣旨も説明。
1:35:41	個別エリアの説明とつなげていくっていう意味では何となくわからんではないんですけども、ちょっとこれ何のためにやってるのかなっていうのが正直ちょっとよくわかりませんっていうのが、私の言いたいことです。
1:36:17	はい、関さ連絡ウシジマでございます。設計目標の確認方法という記載させていただいておりますのは寒天一度観点にというのは6ページに書いておりますが、3.1っていうのは、感知器の選定と配置設計ということでこれは設計の訴え
1:36:35	文句でくれこれこの基本設計方針に落ちるところでありますので、3.2の方がですね、ちょっときちんと換地できることを技術的に評価するといったところでございまして、これがそれぞれの個別のエリアごとに
1:36:52	評価した結果が出てくるのですが、これはこの設計方針にこの評価内容が落ちるかというとは必ずしもそうではなくって、きちんと早期の感知ができるということを確認したというのがですね、基本設計方針なりに落ちる話だと思っておりますので、
1:37:11	ちょっと感知は3.1のほうはですね。これこれの感知器を組み合わせで配置設計しましたら、どこに配置することとしましたっていうのは保険設計におきますが、観点の評価の部分は正確性早期感知できることを確認したと。
1:37:27	医療のことがですね、最終的に基本設計方針に落ちていくものだというふうにご考慮しておりましたので、そこに落ちていくための確認としてこの二つの観点で、ここでは確認をした後でその上で、先ほど私が口頭で申し上げたような
1:37:43	選定と配置、そして早期感知できるということが基本設計方針に落ちていくと。
1:37:51	そういう流れかというふうに思っております。
1:37:56	はい、規制庁の杉さんも私申し上げたようなもうちょっと整理してましかついうことを
1:38:03	ですので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:05	もう
1:38:09	一番設計でしょうし、一部は設計方針立てた上での妥当性評価っていうところだと思いますのでそうそういうとちゃんと意識してやっていただきたいんですけどっていう指摘が私として申し上げたいことです。ここはよろしいでしょうか。
1:38:26	はい。関西ウシジマでございますが、今おっしゃっていただいたことは最終的に基本的方針の書きぶりに繋がることを医として御指摘いただいたと思っておりますので、そこに流れる安全繋がるプロセスとしてですね、しっかりと記載を意識して開局ようと、というコメントと承知いたしました。
1:38:47	はい、規制庁の関するよろしく願います。私たちはどちらかと言えばもう
1:38:57	今までの技術的なところをもとに最後ちゃんと設計方針立てて評価方針立てて、
1:39:06	確認できるのかをちゃんと整理するのかっていう視点でもうすでに前回の審査会合以降はもう手前ぐらいからを通っているつもりですので、ちょっと最終的にと言われてしまうとちょっと
1:39:24	正直ちょっと時間感覚としては、あれっていうふうになんかちょっと正直感じました。以上です。
1:39:33	ウシジマでございます。私の実現でございました失礼をいたしました。
1:39:41	第1期から以上です。
1:39:46	はい、規制庁の今のですね。すいませんで次の確認事項にちょっと移らせていただきたいんですけども。
1:39:54	すいませぬ。資料の1-16ページをお願いします。
1:40:02	資料の1-16ページのところですね、矢羽の三つ目の上から5行目のところに、
1:40:12	そうですね。流出する煙がループ室内にあるこのエリア10の話なんですけども、流出する煙はループ室内にある火災防護上重要な機器等に悪影響を与えないっていうふうに書いてありまして、
1:40:27	前回の審査会合ですね、
1:40:31	ループ室内にある機器等を列挙して、
1:40:38	そのループ室内にある機器に対して煙の影響を与えないことをしっかり資料に起こしてくださいっていうふうに説明してたんですが、指摘してたんですね、
1:40:53	ちょっと聞きたいのはですね、
1:40:56	兼務流出した煙による、
1:41:00	煙がそのループ室内にある重要な機器等の影響を与えないってことは、
1:41:08	それは

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:09	火災のその影響軽減の中では、これまでキ申請の認可のその火災の影響軽減の評価の中では6メートル離隔の対策を立てていますけどそういった6メートル離隔の対策の中で、
1:41:26	当煙の影響を時ループ室にある重要な機器等というのは煙の悪影響を受けないっていうふうな説明をされようとしてるんですかね、それともそうじゃないんですかね、ちょっとすみません、長くなったんですけども、回答お願いします。
1:41:47	はい、監査ウシジマでございます。まず、こちら側からですね、煙による影響のところですね、緊急並べてしっかりと説明するという点の記載がですね、彼なり図の提案の争点はすみませんです。
1:42:04	その上で、アプリを与えないというところについて、火災の防護の従前からの審査の中で影響軽減のところで見ているんじゃないかという御質問なんですが、住民の方ほうが僕の
1:42:22	選挙権のところはですね。熱的影響の観点から機能喪失というところの確認などはしてございますが、例えばケーブルであれば200ごとに達するか否かというところでケーブルが機能喪失するか否かというところを確認しているわけです。
1:42:39	けれども、或いは
1:42:44	使用要求としてですね。ええとポンプとポンプの間の機器の程度熱的な影響を限定するために、基準の要求として1時間の耐火性能を有するものでその隔壁を設けるということで対応しているといったところ、
1:43:04	ございます。ただしですね煙というものでもって、その機能に悪影響を及ぼすかという議論は、火災の影響軽減のほうではしてございません。これは事実でございますので、その上で、この16ページの
1:43:21	と煙による影響があるのではないんだよってというところの根拠ちょっとこちら根拠はつけてなくて恐縮なんですけど、私どもの考えとしましては、ループ室というところにですね、設置しております。
1:43:39	安全停止に関わる機器類、これは格納容器という中の特殊性もあるのですが、高温となお、公務の所状態ですね、加えて上記とか、そういったものも経営にもさらされるということも考えた上で、
1:43:57	上記とか、今度とかですねLOCA条件など化しようというんですけども、そういった話しようにも耐え得るというものが機器に用いられておまして、これ話今申し上げることは火災防護と少し外れておりますけれども、
1:44:14	そういった使用の物品という終了しておりますので、そういったものに対してですね、煙というものがおよんできたからといって、その煙によって機能が阻害されるという恐れはないというふうに私ども考えたものでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:31	ですので、今伊ワノさんのご質問に対してにつきましてはですね、まず、火災防護の影響軽減でここを見てますかというそうではなくて、その中で使ってる機器はLOCA仕様等のものが使われてるということも私ども念頭に、
1:44:50	煙によって影響を受けるものとは考えていないと、そのような考えでございます。全然そこ書けてないんじゃないかとおっしゃると思いますけれども、伊藤は、そういった伊藤でございます。
1:45:05	以上です。
1:45:08	。
1:45:09	規制庁の伊ワノです。説明は想定しました。そういうことであればどういう仕様でどういう設計なので、煙の影響が受けないっていうことが
1:45:21	わかるように、資料に記載してくださいって今これ資料1の話をしてるんですけど、資料2のほうにですね、資料2-53ページのところに
1:45:34	ループ室にある機器が全部列挙されてまして、それぞれ止めれんであれば、止め弁、ポンプであればポンプについてはどういう設計なんですか止め弁についてはこういう設計なんですかというそういう系統ごとでもいいので、どういう設計等で煙の影響が
1:45:52	受けないっていうことがしっかりわかるように資料を拡充していただけますと幸いです。
1:45:58	ちょっと少々お待ちください。
1:46:05	規制庁鈴木ですけど今の蒸気
1:46:09	広域の話のところはちょっとよくわからなくて、
1:46:13	蒸気雰囲気に対しては、
1:46:17	瞬間的な話としては、
1:46:21	電熱になるので、
1:46:24	結局温度に耐えられるかどうかという話だと思ってるんですけど。
1:46:30	長時間の話に関しては、
1:46:35	蒸気影響って腐食について、
1:46:40	どうなんですとか、多分そういうことを
1:46:44	結果的に見ていると思ってるんですね、環境、
1:46:50	耐環境試験の話の中で、
1:46:52	それをメインように言っているかどうかわかんないですけど。
1:46:57	一方で今回この煙についても同じですって話なんですけど。
1:47:02	それって本当にそうなんですかね、瞬間的な話がさっき言ったように、
1:47:07	電熱の話かもしれないですけど。
1:47:11	メモリーがまず入らないければ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:16	煙による煙がどんな成分かにもよりますけど。
1:47:21	化学的な影響だとかそういったものはそもそもさらされる状況じゃないんですよっていうところであれば、
1:47:29	それはそうかなって思いますし、いやさらされても、
1:47:34	そのさっき言った蒸気と同じなんですよって言われちゃうという、
1:47:38	ニッチツとその煙の成分が同じとは思えない。
1:47:42	ので。
1:47:43	さっき言ったような腐食とかそういったものなのか或いは化学的な反応が起きてしまうだとか、そういったことはないのかなっていうところがちょっとよくわからなくてですけど。
1:47:55	その辺は何かしら
1:47:59	知見なり検討したことはありますか。
1:48:08	関西電力ウシジマでございます。今のご質問はどちらかという、煙というものと、耐環境性の試験でやってる考慮事項が同じことはいえるのかどうかというご質問ではあるのですが、中身としては淡々とですね耐環境性の試験の
1:48:26	暴露試験でやってることの中身のほうに入っていく話かなというふうに理解をさせていただきます。どっかとかLOCA仕様とかそういったところをやってるか、試験の中ではですね、純計とか温度とか、
1:48:41	あとは放射線ですね、放射線環境下にさらされても、そういった物品の過大評価ちゅう確認はしておるのですが、53 ページに書いてある機器類をご覧いただいたときに、例えば弁であるとか電送機であるとか、
1:49:00	ほかにもケーブルとかございますけれども、すべてなにがしかの
1:49:08	被告といいますか、金属製の容器であったり、或いはケーブルとても非密封があって、そういった物で覆われた自治体で欠品どいがかでき上がっているものがあります。
1:49:24	そこが熱環境とか、ちょっとここはどっか条件の中で熱的な影響を受けるだとか、放射線によって線束でつか中性子線にさらされるということによっても中の機能が阻害されないかっていうのは、耐環境性の試験の中で確認してるんですけど。
1:49:44	煙というものがですね、このケーブルであったり、弁程度の金属製のものところに漂ってきたからと言って、それがその中の物品での機能を阻害することまで考えておりませんと、それもそのようにも御説明してるつもりではございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:04	し、御質問の答えになってるかという安全率があまりその比較評価資料の煙とかです流しとか、細かいところに踏み込んでの御説明をしたいと申し上げているところではなかったのですが、
1:50:19	すみません、答えになってますでしょうか。規制庁スズキです
1:50:25	うーん。
1:50:27	機械で摺動部があるようなものっていうのは、
1:50:32	その兼務李の粒子がくっついちゃうことによって、
1:50:37	どうなんですかねっていうのは、
1:50:39	いや、どんな義務かわかんないですよ。どんな煙想定されているのかよくわからないので、
1:50:44	何かそこは気になっちゃうところとあとやっぱ電気品は、
1:50:50	水蒸気時無理っていう環境にさらされるような
1:50:56	そういう構造になってるんですかね。
1:51:03	できケーブルも被覆が健全かどうかってのは当然、
1:51:08	常勤を来水水で濡れた本域で高温化で放射線がある状態でどうですかってのは見てるけど、
1:51:18	煙みたいなものが、
1:51:20	起伏の表面にくっついた状態で、
1:51:23	いや勤務大丈夫ですって。
1:51:26	何か。
1:51:27	そういう話って、
1:51:31	んなよくわからないんですよ。
1:51:36	似たような感じですよっていうふうに言われても何か似てるのがちょっとよくわからなくてですね。
1:51:42	という素朴な疑問なんですけど。
1:51:53	いかがでしょうか。
1:51:58	先週までございます。このことについて掘り起こして語っていくときには多分電氣的機能維持だとか、そういったところについて、煙が何か違ったバックで悪さをするのかしないのかっていう話にどんどん入っていくのかなというふうに関、
1:52:14	思いながらも伺っておるのですが、例えばケーブル、ケーブル例一つをとってもですね、起伏の施設に対して煙なりが熱的影響越えてですね。悪さするというふうにはちょっとこちらも、
1:52:30	思っていないものですから、すみません。どういったところをですね、提示していくことによってこの議論がうまく御説明できるかなというふうな値で今考えながらお話をしているところでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:46	規制庁鈴木です。我々も何かイメージがなくてですねただ同じですって言われちゃうと同じじゃないよなって思っちゃうそういったなんか素朴な疑問の状況で、
1:52:58	なんかそういう
1:53:00	何か火災の中において、
1:53:03	そういう煙の影響だとかっていうのは機器に影響するみたいな話っていうのは何か別に原子力とか全然関係ないと思ってて何か一般的にそんなのって何か確認したものとかかってないんですかね。
1:53:20	学術的なレベルでもいいんですけど。
1:53:23	はい、関さウシジマでございます。火災の例えば燃焼してる試験の条件下においてですね、例えば電気盤置いてそういった環境下でも提供を受けた受けなかったとか、そういったところは知見としてあの試験。
1:53:43	結果というものはあるにはありますんで、一般的なものとしても、そういったものがあると思いますが、それは多分、今のこのLOCA仕様というものとは別にですね、例えば、
1:53:57	もう一つの何ていうんでしょうか。
1:54:02	全くLOCA仕様とかそういったものでないようなもので電器盤ですと抵当権煙の影響を受けたときに、どうなのかっていうところの話は別にはあると思うんですけども、
1:54:17	それはちょっとまたものとして行ってくると思ってますので、そこを一応そこは逆に発のかっていうところでは成長鈴木ですけど部材としてどうかって聞いているわけじゃなくてそもそも煙が
1:54:31	そういったなんかさらされる状況のところまで入り込むような構造になってないんだったら、
1:54:39	なんてなってないので、
1:54:41	影響受けませんって言っていただければいいですし、なってるのであれば、
1:54:47	同じように部材として議論せいばいだけなんだと思うんですけども。
1:54:54	そこ、そこがないんなにが関西電力として、
1:54:59	違うんじゃないかと思われているのかがちょっと私には理解できないんですけど。
1:55:07	はい、わかりました。関西空港島でございます。今のおっしゃられてるスズキ様のコメントはですね、熱的放射性的な観点ではLOCA試験とか言っているかもしれないけれども、煙というものを見たときに、同じ理屈でもって物が大丈夫かといえるかということについて、今回、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:27	資料もおつけもできておりませんし、ちょっとそこについてはこちらがホールです ね、何がいえるのかということは材料で検討したいと思いますが、規制庁鈴木 ですよろしく申し上げます私が言ってちゃんと確認してさっきイワノ言った通 り、
1:55:42	資料 1-16 ページのところの
1:55:46	エビデンスが欲しいだけでそれが定量的、かつ断言できるようなものが好まし いには決まってるんですけど。
1:55:56	そういったことができなかつたとしても何かしら材料がないと。
1:56:01	ここはそそうであるかどうかとも我々確認していくこともできないので、そこをまず は説明して欲しいということで、
1:56:10	イワノのほうも質問したってところです。
1:56:15	ですのでちょっとちょっと何か材料ないかどうかまず探してください。私から以 上です。
1:56:23	はい、関さウシジマでございます。なにがしかのエビデンスといえますか、確認 できるものを展示提示するということで賜りました。
1:56:38	はい、規制庁のイワノで説明がすみません先ほどの点についてはですね、具 体的にどういう構造なり設計なりで等で煙の影響が受けないってということがわ かるような資料をお願いします。
1:56:55	次がですね、資料の 4 の関連で、資料の 4 の 2 ページをお願いします。
1:57:13	資料の
1:57:18	ちょっとお待ちください。
1:57:31	はい、お待たせしました。資料の 4-2 ページのところ、まずですね、上から 8 行目のところで、
1:57:41	え一つですねほぼダクトエリアってエリアとダクト内はほぼ同じ雰囲気になる っていうふうにあるんですけど、これ審査会合でも全く同じことを指摘してるん ですけど、おんなじ雰囲気になるってことだと雰囲気の意味がよくわからない ので、おんなじ
1:57:57	煙感知器であればおんなじ煙濃度になると熱感知器であればおんなじ温度に なるとおんなじ空気の温度になるってことがしっかりわかるように、漆器資 料を拡充してください。
1:58:11	こちらについてはよろしいでしょうか。
1:58:15	はい、関西電力の武田です。記載の適正化走時いたしました。
1:58:27	はい、規制庁のイワノです。よろしく申し上げます。次にですね、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:34	例えばこの今煙感知器のページを見てるんですけど、煙感知器がダクト内で機能するっていうことを説明するときに、すいません私のほうはですね、エリア内等へとダクト内の空気。
1:58:52	空気がおんなじ煙濃度になりますっていう条件等、あと、当ダクト内にあるダクト内のプレート風速の環境下で火災感知器が機能しますっていうこの二つが達成できれば、
1:59:11	エリアAとダクト内で火災感知器が機能するっていうことが説明できると思ってんですけど、関西電力の方認識はいかがですかね同じかどうかっていうところをちょっと教えていただけますでしょうか。
1:59:24	はい。
1:59:25	はい関西電力の武田です。と認識は同じでございます。まず取り合いで発生した火災の雰囲気とあと括弧内の発生しました 100 点のその煙の濃度が同じいい加減などに至ると。
1:59:42	いうところが一つと、もう一つは学内の風が流れてる環境下で感知器が正常に機能するかといったところが二つが合わさって、この感じで正門の記載は
1:59:59	十分ビジネス的な関係としていえるかというところの認識は同じでございます。
2:00:06	はい、規制庁のイワノですありがとうございます。さっき言った二つの点について、この資料の赤字のところのどこのパラグラフで、それぞれを説明しているかっていうところなんですけど、と風速のところの話は今またって書いたら青書きのところ、
2:00:23	今後、実証試験をしますよっていうところで説明されると認識してますんで同じエリアとダクト内部でほぼ同じ雰囲気の煙濃度になるっていうところの説明については、私は
2:00:41	えっとですね。
2:00:42	火災、
2:00:46	すみません。ちょっと何行目かというので持ってなかったんですけど、火災発生時におけるエリアとダクト内環境の同等性評価としてっていうこのFDTSの説明がある、このパラグラフで、
2:01:02	説明しようと思っているというふうに認識してるんですよね。そうした時にじゃあその 1 個前のところの
2:01:11	そのFDPのパラグラフから上に 4 行目に行った。しかし、持ち込み可燃物による一般的な火災を想定した場合っていうところ。
2:01:21	それからその 10%を超えるものとそう想定できるっていうこの文章っていうのは、じゃあ何を説明しようと思ってるのかっていうところがちょっとよくわから

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ないんですよね。さっき言ったように二つについてはそれぞれアウト後さっき言ったFDPの параграфで説明されてると思うんで。
2:01:39	しかしのところの文章がちょっと何を説明したいのかっていうところを説明していただけますでしょうか。
2:01:51	はい関西電力の武田です。先頭しかしから以降のところの記載につきましては、精査代の考え方のところを記載している。そう想像するところを記載しているところで、
2:02:08	ございまして、そのあとの火災発生におけるっていうNDFのそのKakehiさんのツールでの結果及び、論文等を
2:02:25	交雑の結果のところ、技術的な根拠として、こういうことがいえるというような整理した記載してございます。
2:02:38	以上です。
2:02:41	ここ、
2:02:42	規制庁のイワノです。このしかしからのこの文章のところなんですけど、もしここについてももしっかり主張したいということであれば、そういうふうに最後想定できるって書いてあるのであれば、想定できる技術的な根拠を示してもらわなきゃいけないかたたりとかですね。
2:02:59	あと何かもうもしその 90%以上の煙濃度のときに、感知器が機能するっていうことを想定されてるのであれば、その隣接エリアに 90%以上の煙、そのエリアに 90%以上の濃度の煙が
2:03:16	充滿したときに、他のエリアに本当に影響はないかみたいなのところの説明してもらわなきゃいけないかなって思ってるんですけど、何かそこまで説明されようとしているっていうことでしょうか。
2:03:33	関西電力の武田です。そこまで踏み込んだ説明のほうを行う甲斐はございません。したがって今この御指摘に従いまして以降の弊社内というのは考えのところ、該当する記載のところは削除させていただきたいと思っております。
2:03:52	よろしくお願ひします。
2:03:55	はい、規制庁の止野です。承知いたしました。これですね熱感知器のところについても同様の параграфがありますので、ここについては同様に検討をお願いします。
2:04:07	それからですね次の確認事項なんですけど、ですね、次はですね、FDPの параграфの
2:04:19	FDSの параграфの下のところのですね、すみませんこれはちょっと依頼なんですけども、消防技術安全法のこの 45 号と 48 条についてこの資料をちょっと提供していただきたいという依頼です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:36	これもしこの資料が長いようであれば、今回主張したいところの該当箇所がどこにあるのかっていうところをちょっと明示した上で、後日資料を提出していただきたいんですけど、よろしいでしょうか。
2:04:52	はい関西電力のタケダですと、今回この記載の根拠としております。冒頭、そのところの該当する箇所につきまして、マーキングした上で提出させていただきます。
2:05:11	規制庁のイワノです。承知しました。すみませんよろしくお願いします。
2:05:16	あと次の確認事項なんですけど、今度はその青書きのあの流速ダクト内の流速環境下で使えるっていうことのその実証実験の話なんですけど、この実証実験はどういうことを目的として何を
2:05:33	どういことをお示しすることを目的としてはどういうふうな実験をされようとしてるのかっていうところをと水素濃度熱と煙と熱で違いがあるんであればそれぞれ説明していただけますでしょうか。
2:05:55	はい、関西電力の武田です。当煙と熱感知器の風速作動県下における管理性能の実証試験ということで、浦邊に弊社が内容確認していきたいなといったところを説明します。
2:06:13	感知器につきましては、煙熱の両方の現場に設置するものと同じアナログ式の感知器をの患者性能確認日に行きますので、
2:06:31	現場で設計する。
2:06:34	導体をモデルで思いまして、障防法の施行規則、
2:06:43	あと流通基準省令等のほうで感知器の試験、
2:06:50	そして示されています。審査といいます条件としましては、煙感知器につきましては撤去でありました 20cmから 40cm前日を煙感知器につきましては、
2:07:05	1m、
2:07:07	医療の
2:07:10	それから、壁情景風環境の中に感知器を挿入した場合に、総合的の温度、あと煙の濃度といったものと、そこで稼動する、時間組織、
2:07:28	そういったところが具体的に示されておまして、それと同等の考え方であと
2:07:38	パラメータとしましては、そこで風速のほうを
2:07:45	それ以上の
2:07:49	風速についても、文献等あと不足しておりますので、それ以上の風速について、貫通性のどうかといったところをPeruの濃度及びイワノ熱といったところを測定器で計画しながら、
2:08:08	監事の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:08:11	管理性のといったところを確認したいというふうに考えてございます。以上です。
2:08:17	はい。
2:08:20	すいませんか材質のモリヤです一応再確認ですけれども今のお話ですと煙については当煙ばこの試験があるかと思えますけれども煙ばこの中の市営試験のモーターでも持たせたの。
2:08:36	ファンはしてる時の不足を0.2が0.4でしてるやつをその実際の条件に合わせた風速でまわして試験すると。
2:08:47	熱についても
2:08:50	えーとね熱高熱ば高の中の来隆起制御しているところについてファンの仕方を変えて1mでまわしているところをその実際の場所の風速に合わせたファンで指定時実験するとそういうことを考えていらっしゃるということで理解してよろしかったですか。
2:09:13	はい、関西電力の武田でございます。今、今村社長が言っていた内容ですけれども、MLiborこの方、
2:09:25	幹事長投入しているところでのその風速のだけを添加してといったところなんですけれども、実際、我々が今計画しております実証試験としましては、現場のダクト内に
2:09:43	園芸幹事長設置した。
2:09:46	その場合を想定いたしまして、事象初期の実施しようとしております。具体的にこの違い覆いますと、煙ば子等に入れる時のその傾きですけれども、感知器に対して、
2:10:01	垂直方向の
2:10:03	県民の速度といったところで、規定されています。それに対して実際現場で使用するためには、感知器に対して横向き
2:10:14	水平方向の壁が感知器に当たるような形での環境の設置というふうになりますので、実際に現場に解決するの感知器をものにして、
2:10:29	同じ円形のあのダクトといったところまで模擬しまして、頭の中で、その活動のほうを動かしてみても換気扇の方を実施されるというふうに考えてございます。以上です。
2:10:45	すいません形のモリヤです。再確認ですけれども兼務李についての当条件を変えるわけではなくて封水風速と風の向きについての条件が変わってくるというそういった理解でよろしいですね、あともう一つ確認なんですけれども、
2:11:01	作動試験だけじゃなくて合わせて不作動試験もやられるという理解でよかったですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:09	はい、関西電力の武田です。まず° 作動試験、
2:11:15	試験を両方やるかということですが、そこは両方で注水する計画でおります。傾きにつきましては、先ほど説明しました通り、現場での水平方向の風という形で今回やろうとしております。
2:11:32	その他のところにつきましては、作動確認後、作動確認のところにつきましては、法令のほうで定められております。その点につきまして煙の濃度
2:11:47	当本論のところと、その時間のところ、そういったところもそれに準じて行う形として、あと変化していくのは、不良。すいません。失礼しました。風速のところ、そこだけを変えていて、どういった監事崖どう示すかと。
2:12:05	そういったところをしっかりと確認したいというふうに考えてございます。以上です。タカハシモリヤです。了解いたしました。
2:12:13	はい、規制庁の伊ワノです。今のところの点なんですけど、今後実験が終わったら資料2を追加してもらおうと思うんですけど、その際は
2:12:24	検定試験。
2:12:27	どの条件だけが違うどの条件が同じどの条件が違うだけが違うんですけど、どこがわかるようにして資料書いていただきますとこちらもちょっと確認が早く進むので、ちょっとそういったところを注意して資料を作成していただきますと幸いです。
2:12:44	当関西電力の方、いかがでしょうか。
2:12:48	はい関西電力の武田です。当試験の結果につきまして、これ整理するときに、そういったところをしっかりと控除してまとめたいと思います。ありがとうございます。
2:13:12	はい、規制庁の今野です。承知しました。少々お待ちください。
2:13:52	規制庁の伊ワノですよ。お待たせしました。今スズキに変わります。
2:14:06	規制庁鈴木です。
2:14:09	FDSの話がちょっとわからなくて、
2:14:16	聞きたいんですけど、
2:14:18	まず熱のほう、4 ページですが、
2:14:25	4 ページのほうで矯正換気上体でのうんたらかんたらっていうふうに
2:14:33	書いてあるんですけど、これ。
2:14:37	影響評価ガイドで、
2:14:42	書いてあるFDS使ってやったんですけどなってんです
2:14:46	影響評価ガイドを見ると、
2:14:49	熱の話と書いてないんですけど、もともとの
2:14:57	参照元であるNUREG180 を見ると、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:15:02	附属書B、
2:15:04	のB-4 ページ。
2:15:07	のところで書いてある話はこれ結局熱の話なんだなということが、
2:15:13	わかりましたんで、そこでちょっと疑問なんですけど。
2:15:17	扶助附属書B-Bの4 ページのところでは、
2:15:23	矯正換気の告白対称モデル。
2:15:28	としたときには、
2:15:31	甲がその温度が計算できるけど、ガス層温度成層の高さですねこれは計算できないっていうふうに
2:15:40	なってるんですけど、一方で、
2:15:43	関西電力の資料4-4 ページ。
2:15:46	のまん中辺りでは
2:15:51	今度、
2:15:52	が1分後で何度何℃って書いてありますけれども、
2:15:57	そのあとにですねダクト台に流入するに十分な
2:16:01	高温ガス層が形成されることを確認しているっていうのが、先ほどの影響評価ガイドの扶助附属B-Bの4 ページのところで、
2:16:12	高温ガス層の高さは、
2:16:17	計算できないっていうところと矛盾はしていないのかどうかっていう、ちょっと疑問に思ったんですけど、ここを説明していただけますか。
2:16:30	はい、関西電力ウシジマでございます。まず、今鈴木様の御指摘ありがとうございます。今最後に御指摘いただいた10分の今後場所が形成されることを確認してるっていうのは評価してる対象から考えたときにですね。
2:16:45	分割賞という仕分けをしていい形で必ずしも適切ではないかと思っておりますので、ここについては訂正が必要かというふうに考えました。FDS IIの火災極端で評価するときはですね、一つの空間容積を考えたときのその中で燃えるもの。
2:17:03	もう1人Zというものを考慮したときに、その中の全体の温度が何度になるかということの評価いたします。FDSホテルで評価するときはですね、全体の平均的なものとして考えて評価いたしますので、実際のところは、
2:17:19	上層部天井部のガス温度はですね、これよりも高くなることはあり得ますんで、この評価された温度に基づいてですね、私どもが申し上げたかったことは、この評価された結果の経営は熱を持った生徒空気がですね。
2:17:39	ラック等のところに流れていくことを考えた場合に、精読10号となる65°で設定された感知器で十分に管理することが可能であるということにつなげて申し

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	上げたかったというところでございますので今鈴木様がおっしゃったように、ガス層が形成されるという所仕分けて、
2:17:59	PTS評価できているのかというご質問であるならば、必ずしもそこまでの厳密な評価をFDSで話されていないということになりますが、規制庁鈴木です今の説明を聞いてると。
2:18:13	このFDTSで、ここで評価している内容というものは、
2:18:19	とコンパートメントとジャンクションをつなげて、
2:18:25	そこを集中乗数として扱うので空間の分母については扱っていない従って、
2:18:33	このエリアは、火災が発生したエリア内のコンパートメントないっていうのは今言った 146℃という 1 分後に 146℃に上がるという。
2:18:46	平均値として扱われているので、ダクトは空間の中で上部にあるから、当然のことながら、
2:18:57	空気の密度社がドライブになって上昇していくものだから、当然これより高い温度に
2:19:06	なるでしょうと。だからそこをダクトで吸い込んでいくので。
2:19:11	部屋の中で、温度を見ているのとダクトの中でお飲みてるのは、
2:19:17	ほぼほぼ同じだというふうに考えていますよとそういうことを言わ言いたいってことですか。
2:19:25	出席さウシジマでございます。今鈴木さんがおっしゃっていただいたのは、厳密な書き方も者の考慮に入れた上でのですね、FDSで今やることが平均的に解いてて、そこで天井部はもっとこれよりも温度が高い空気が実際のところは言っているので、
2:19:43	あのダクトのところは間違いなく感知できると、そういったことを申し上げているというところで、こうおっしゃってることはこちらも理解でございます。こちらが言いたかったことも理解いただいたと思っております規制庁スズキです。
2:19:59	そういう話になる全然FDSの話と、エリア内とダクト内部がほぼ同じ雰囲気温度になるって話は関係なく聞こえるんですけども、
2:20:10	FDSをわざわざしているのは、どのぐらいの時間で、
2:20:17	温度上昇していくってことを説明したかったということですか。
2:20:35	はい。今佐々木様がおっしゃってるところの御指摘の行為等についてこうお答えしますと、Safetyやつで、例えば天井部他国の温度を精緻に評価しているかというところではございません。しかしながら私どもが申し上げたかったことは、
2:20:51	仮置可燃物外交燃えたとしたときに、これぐらいの時間でもってこれぐらいの温度に平均的な評価としてなっているということからは未定でダクトにおいて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	流入することを考えた場合に、65° という感知は十分可能であるというところにつなげて考えたものであります。
2:21:10	先ほど申し上げているのかおっしゃってることは地域により、この中身を精緻に届いていた場合の話でFDSとはまた異なる評価体系なり細かい評価手法のところに行けばその手法は拡散方法論は可能になるのですが、
2:21:28	今やっぱりTBSで強化していることからいえるのは、この時間単位でこれぐらいの温度になってしかるにダクトも、その熱い空気が行くので感知できると申し上げたところがそういったところで、規制庁鈴木です。
2:21:44	いったことはわかりましたCFDPSが集中定数系のモデルで、
2:21:51	精緻に見たいっていただき要するに分布乗数ある空間の中でどのような温度分布になるかっていうのを見たいという集中定数系の評価のことを言っていると思うので、
2:22:06	言ってる内容等、
2:22:08	残念ながらここに書いてある文章が何かやっぱり、
2:22:13	合っていない気が
2:22:15	するので。
2:22:19	まず、FTFDSで何を確認したいのかっていうことと、
2:22:25	それから、エリア内の空間上部とそこを吸っているダクトの中の雰囲気温度がほぼ同じになるっていうことを
2:22:35	は、
2:22:38	FDSは関係なく、
2:22:44	また書きのところで書いてある内容だけですと、
2:22:48	いうふうな
2:22:50	記載にもう少し何か適正化してもらいたいんですけど。
2:22:56	結局私が気になってるのは、FDSの最後のくだりのダクト内に流入する十分な高温ガス層が形成されることを確認しているってところがやっぱり引っかかっちゃって、これが何かその次のまたが機能。
2:23:10	消防技術安全所ほうの最後のくだりの結論のエリアとダクト内部ほぼ同じ雰囲気になるといえるってところと何か関連してるように見えちゃっているので、
2:23:23	単純にフリーPTSは結構早く温度上がるんですよってことを言いたいただけだっというふうな
2:23:29	結論の閉め方にしてもらいたいんですけど。
2:23:35	私の言ってることは理解できるんでしょうか。これ一般性を仕入れまでございます。今ここでPTSは用いてるのはそれなりに、この部屋で燃えるものがある

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	たときには、それなりの温度にすぐになるんだよということがいえるということで、装填こちらも承知いたしましたので、
2:23:52	そこでダクト内に流入する成功な額 5 層が形成されるというところをつなぐのはちょっと違うなと私も今感じました空間上部のところの区域がですね、再熱効率がよいというところまた書きに書いてあって、そこが天井部の空気と。
2:24:11	ラックとんこの空気が逃げリコールであるということをおっしゃっていますので、今鈴木さんがおっしゃられたように、後半のまた書きのところがですね、空気が出たことと同じであるということの結論に結びつける形でちょっと記載を整理いたします。
2:24:26	規制庁鈴木です。そうするとですね。また書きがしたここで言いたいことであって、
2:24:33	FDSの解析の内容は上のところで 65 度、
2:24:38	それを超えて、
2:24:40	来るっていうのが結構早く超えてきちゃうんだよっていうことを補足で言ってるだけのような気がするので、
2:24:47	多分何か。
2:24:49	段落も
2:24:52	組み合わせが違うんじゃないかなって思うので、ちょっとその辺は記載の体裁は配慮してください。
2:25:01	よろしいでしょうか。
2:25:04	はい。関西ウシジマでございますし、今おっしゃっていただいて私もそうかなと思いつつ見ました。どちらかとDTS上野それなりの温度に早くなるよねということも補足するものなどで個々の組み替えを工夫いたしますスズキ層お願いします。その上でですね煙に行くんですけど、2 ページの方。
2:25:24	先ほどその参考に
2:25:30	FDSの説明の大元として火災影響評価ガイドの話。
2:25:37	煙のほうでも出しているんですけど。
2:25:41	先ほど言った影響評価ガイドの附属書B-Bの 4 ページを見ている限りは、
2:25:47	その説明って、温度の話しかしてない気がして、
2:25:53	煙の層の計算については特段、
2:25:58	影響評価ガイドの中では触れてないというふうに
2:26:03	見えるんですけどそこは私の認識が正しいか間違ってるかちょっと説明してください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:26:11	関西電力ウシジマでございます。今鈴木様の御指摘はすいません。正しくて、こちらがちょっと記載の仕方、見解がですね、ちょっと誤謬があったとおりますPTSの評価ツールの機能として、金利を強化するツール
2:26:30	これはファンクションがございます。しかしながら影響評価ガイドのほうで、使い方として推奨されてるのは、熱に対する使い方としては推奨されているというところでありますので、この煙のところ、そこ幹過程につないでしまうと。
2:26:45	役務についても影響評価ガイドで使い方が中小させるとい名のですみません、この点修正をいたしますはい規制庁鈴木層お願いします。その上で、その評価結果の
2:26:58	説明なんですけど。
2:27:01	これももう雰囲気エリア内とダクト内のほぼ同じになる話とは、
2:27:08	さっきのねと同じで関係なくて、
2:27:13	ここの説明、FDSの説明最後何を
2:27:18	説明しようとしているのかちょっと
2:27:21	私理解できなくてですね、ちょっとそこを説明していただきますが何のためにこの話を持ち出しているのかを
2:28:05	まず、ここで申し上げたかったことはですね、その部屋の中でのですね、ちょっと火災で可燃物が燃えたとしたときの煙の発生量というものを評価した時にですね、ダクトの不良とか思う勘案したときに、
2:28:21	そのラック等から排出される量よりもですね、煙のほう発生量というものが非常にもございますので、かなり濃い濃度が維持された状態で、そのエリア内に権利がたまっていく状態にあると、それがしかるにダクトのところに行くならば、低換気できると考えているという。
2:28:41	いうところでございます。切れちゃったことを申し上げたかったんで規制庁スズキです理解できました。
2:28:48	換気量で希釈されちゃうわなよってことを言いたってことですね。
2:28:56	観戦ウシジマでございますEsれるESSわかりましたうんわかったんですけど、もしそれを前面になんかだし出さないと、ここの説明が通らないってなると、まずそもそも
2:29:09	FDSの評価の内容自体が、
2:29:15	適切なものであるかどうかを聴いていかなきゃいけなくてですね。
2:29:20	そういった意味で言うところはFDSの
2:29:26	非定常の
2:29:31	山名田中メソッドとかなんかを使うみたいなことをNUREG1805に書いてあって、それ自体が私何なのか知らないんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:29:41	それについては、矯正換気のモデルではなくて、
2:29:48	自然換気のモデルだというふうを書いてあって、でも、このエリアはさっき熱のエリアのところであって三つの評価で行ってたみたいに強制換気のエリア、
2:29:59	なわけですね、自然換気の状態だと当然のことながら、
2:30:08	ここは熱まで含めて、評価するモデルなのか私わかりませんが、仮に騒音妥当等のモデルだとしたら、単純に良いと煙の
2:30:20	の密度差がドライブになって、
2:30:26	自然換気していくということになるでしょうし、熱が入ったらメツツの方が多分ドライブ力としては大きくて、
2:30:35	自然換気していくというようなことになると思うんですけど。
2:30:40	話と、ここで書いてある、
2:30:46	エリア上部に千種らしきセキされる煙の量が1本あたり69立米だっている話というのは、
2:30:55	何かその自然換気強制換気の話で左右されるものなんですか、それとも、
2:31:03	関係なく単にいい可燃物の
2:31:08	熱量だけで決まるものなのかちょっとそこを教えてくださいませんか。
2:31:16	はい、関西電力のウシジマでございます。PPSのこのツールの中でですね機能として、当煙の評価をする際にはですねた中山モデルというものが用いられております。こちらをもともと建築の世界で、
2:31:34	権威とされてる田中先生山名先生のモデル化用いられているのですが、その目的とするところは、もともと建てた点の中一般建築物の中でですねえと関係とかそういったものはない自然環境の状態、
2:31:50	火災が起きたときに煙がその部屋の空間内にどンドンどンドン上がって行って、煙が上から断たれ込めてきて、煙層の高さがどれぐらいのところまで書き込めてくるか、人の退避に関わる場所について、どれぐらいの数時間でですね。
2:32:08	煙層の高さが覆ってしまうかということの評価することというして作られたモデルでありますので、その評価体系といいますか、その中ではですね、ここで持ち上げて自然環境の状態、もっと用いられるという評価を評価するという事で一旦
2:32:27	この育成FDSの中では設定されているものでございます。これを強制換気のモデルで評価するというのはそういった式も田中先生山形先生のモデルにあるにはあるのですが、より複雑な体系となった評価になりまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:32:45	まあ単純なイメージとしてはですね、当然壁が流れていけば煙もそちらのほうに流れていくということにはなりますので、どちらかといった煙が自然環境の状態よりは、風の流れがあるほうが、そちらのほうへ流れていくと。
2:33:02	煙損高さとしては、なかなか高くはならないということではございますので私ども今FDSの中で設定されたこのツールを用いてやろうとしたことはですね、一旦この部屋の空間内の自然関係の状態、このエリアの中で、
2:33:20	閉じた状態で一旦考えたときに、どれほどの煙が発生するのかということもまずここで求めていて、それがそこからですね、し、実際には、換気状態にありますので、換気量というものを勘案したときに、
2:33:36	その発生量とラックとか出ていくふう量というものを勘案しても、先ほど鈴木さんがおっしゃられた薄いもらわないというところに理解を前いただけないかということですね、ちょっとこういった考え方でこっち、こちらの
2:33:56	評価をしたものでございます。詳細に評価をしようとする、先ほど申し上げた矯正換気の状態、もっと複雑な体系の強化というものがあるやに私も理解はしておりますが、このエリアの閉じたところでですね。
2:34:14	1方向に向かって換気されるということでありましたので、このエリアでの自然換気で発生する煙の量で、そのあとそこから排気されるよう、そこを勘案して評価をまとめたというものでございます。
2:34:30	規制庁鈴木です。まずいいたいことは理解しましたけれども、
2:34:36	先ほどいただく強制換気の状態での田中山名のモデルっていうのはFDTSには、まずないということでよろしいですか。
2:34:50	はい。関西ウシジマでございます、論文のほうでは強制換気の数式を見たことがございますが、BTSのほぼ自然換気の数式のほうを搭載して範囲に計算できるⅡとなつたそのような理解でございますが、規制庁鈴木市まずそこを理解しました。
2:35:07	それですね、矯正環境したほうが、
2:35:13	よりダクトの中に流れ込んで行きやすいというのは、あそこは私も、
2:35:18	そうだろうなって思うんですけども、
2:35:21	先ほどの熱のほうの議論からしてみると、
2:35:28	この煙について、同じような目を見たときには強制換気すると。
2:35:36	その部屋の中の煙の濃度は、あがり自然換気の良い状態よりか上がりにくなる。
2:35:46	要するに流されていっちゃうので、部屋の中は、
2:35:50	濃度の上昇は

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:35:53	今自然換気で評価している方ほどのこれ濃度が出ているかどうか知らないですけれども、
2:36:00	濃度にはならないだろうなという
2:36:03	ふうには何か思うんですね、
2:36:08	先ほどの温度のほうは 65° 設定に対して結構早くヒットするんですよって説明に使ってたんですけど。
2:36:16	この煙のほうはそういう説明をしようとすると、
2:36:21	強制換気をしたとしても、
2:36:24	濃度は、ヒットするレベルには早く上がるんですよって話を
2:36:30	するのかなと思ったらそういう話ではなくって、
2:36:37	ダクトのほうに入っていく濃度は部屋の中の濃度とあまり変わらないんですけどいうことを説明されようとしていて、
2:36:44	でもそれは自然換気の状態での
2:36:48	話をされようとしているのでちょっとそこが何かちぐはぐ感があって、何かしっくりこないんですね。
2:36:56	結局だから、
2:36:59	この煙のほうは、
2:37:01	ダクト中とエリアの中の煙の濃度が、
2:37:05	ほぼほぼ同じようになるだろうという何か補強をするための説明に使おうとしてるみたいなので、
2:37:14	2 ページで言うとそのまた書きの消防技術安全所法のほうの
2:37:21	何か補足として説明をしようとしてるように聞こえるんですけど、ちょっと熱と使い方が違うかなっていう印象議論ですけどいかがでしょうか。
2:37:36	はい、関さしれまでございます。今確かに自然関係と共生関係っていうものが二段構えでハヤシを組み立てておりますので、ちょっとそこは違和感を感じつつというところがご指摘の点もあると思います。ただ、おっしゃる通り、
2:37:52	いずれ熱も煙はですね、いずれにしてもこのまた書き以降の照合意見 3 安全法証拠ですね、こちらで書いてる肺炎とか、この件見れば肺炎手法の検証というところでエリア上部の空気はですね。
2:38:10	反映繁栄していくところの効率が一番高いということこれがつまり危険上部にたまっていったる煙がですね、できるだけ上部に或いは排気のところから出て行くときに、そこを無理がしっかり取ってきますということをおっしゃるので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:38:26	同じエリアの煙がダクト内に流入しということを直接的に説明しているのはこのまた書き以降のところのほうがより説得力をもって説明しているのかなと、これは私もこのように思っております。
2:38:42	NDSはどちらかってそれに対して、この表の中で発生する煙の量はちなみにこういった3ぐらいのものは発生しますということを補完するような意味合いで説明しているのかなと今鈴木様の御指摘を受けて私もそのように、
2:38:59	理解いたしました。はい規制庁鈴木です。その辺を
2:39:04	何にひもづけて、
2:39:07	このFDTSの評価の内容を
2:39:10	各科落としているのかちょっと考えていただいて、さっきの熱と同じように、体裁を整えていただきたいということでそれで。
2:39:19	一方ですね、共生関係してるところの部屋の中で煙を主体とした火災が起きたときにそれが感知器の
2:39:30	換地できる濃度まで達するかどうかって話は、
2:39:35	通常あんまり何か。
2:39:39	そういう説明をしているものはないと思ってるし、
2:39:44	いやそれが本当に説明しなきゃいけないものなのかどうかっていうところが、
2:39:50	ちょっと私疑問で、もしこういう話をすると、室内に煙感知器つけたときに、室内の煙感知器がちゃんと感知できる濃度まで煙濃度が上がるんですかみたいなこと話してるのと同じように聞こえるんですけど。
2:40:06	そういう話って何かしなきゃいけないんですかね今回のその代替のやり方の場合は、
2:40:14	いるのか、何か私は要らないんじゃないかなっていう気がしたんですが、いかがでしょうか。
2:40:23	はい、感性をウシジマでございます。今ご指摘だれた点もshall点最もだと思っております、この議論を深めていくと煙がどんどんダクトのほうへ流れていくって言うこと言うならば、天井部に置いている煙感知器っていうのが感知できるのかというような議論のほうに、
2:40:41	以降かとは思いますが。ただ、しかしながら実際のところですね、ある煙が上昇して上昇気流でも上がってきた段階で感知するっていうのが実験値体の設計でありますので、そのレベル間のところじゃないところですね、今風の流れというものが、ちょっと議論
2:41:01	を加味している格好になってると思っております。なので今鈴木様がおっしゃるように、あまりなんていうんでしょうか。そこ濁りと深めた議論をする必要が

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	あるのかということについては、私どもは県庁に上がってきた煙と同等なものが、
2:41:20	ダクトにも流れていくということが説明できれば必要十分なのかなと、そのように考えております規制庁スズキです私もそういうふうな
2:41:31	印象を持っているので、その辺は説明に本当にFDTSを使う必要があるかどうかも含めてもう一度この記載を、
2:41:43	再検討しされたものを読みたいと思いますので、
2:41:48	そういうことでよろしいでしょうか。
2:41:53	はい、関さ尻までございます。先ほどの御指摘いただいた熱等ですねこの煙のところではFDSの持つる意味合い説得力とか、そういったものもちょっと異なると思っておりますので、はい。催告高校の記載の
2:42:09	書き方も含めて再考いたします。
2:42:11	規制庁鈴木です。では出てきたらまた確認させていただきます。私から以上です。
2:42:26	規制庁の今野です。それでは次の確認事項に移ります。資料の3をお願いします。
2:42:35	これ、まずちょっと確認で
2:42:39	今回の説明では明示的に説明されて発言がなかったのでもっと確認したいんですけど、これはその括弧の
2:42:48	新基準のときの整理はこうでしたということ等を説明しているだけではなくて、今回も同じような整理がしたいという主張だというふうに理解してよろしいでしょうか。
2:43:05	はい、観戦ウシジマでございます。前第一義的にはですね、以前の再稼働の審査のときに、放射性物質の貯蔵する機能について、関西電力としてはどう考えて提起していたのかという御質問を受けまして、
2:43:25	今までまとめ資料なり説明書でご説明しましたがそれは結果系だけであって、その際に説明できるものというものが、考え方を説明できるものがなかったもので、当時の考え方というものがですね、改めてここで架橋とさせていただきますと。
2:43:45	いうものでございます。これを新規の議論として、何か問題提起をさし上げてるといふことではございません。改めて、過去の再稼働の審査の時の定義はこのように考えて設定したものでございますということでございます。
2:44:03	はい。
2:44:04	規制庁の伊ワノですねと、過去の経緯をこういふがこういふことでしたってあるってことだけ節すいませんちょっと待ってください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:44:13	すいませんそうなると、前回の審査会合のほうで脱塩塔の位置付けについてはいろいろ投資的OSCAARいろいろとか指摘をさせていただいてるんですけど。
2:44:27	それについて、その指摘に対するアンサーみたいなのはまた別途あるっていうことですかね。
2:44:39	関西電力ウシジマでございます。今回のこのペーパーのところを読み上げ朝礼を御説明をできておりませんが、2 ページ目に書いておりますところのですね、今冷却材の内蔵する機能っていうところに関係する
2:44:57	ところの定義、2 ページ目の 2 行目以降ですね、と記載してございますので、こちらに書いておりますことは設計じゃな異常事象とか、そういったものを念頭においてPS案は設定されてますし、
2:45:14	でPSがそれに接続されるシステムとしての化学体積制御システムを対象としたものであるとこの辺りを、私どもの認識として書いた上で、配当火災防護上の想定火災によって脅かされるということまでは解釈しておりません。これは当時考えていただくことでございます。
2:45:34	そこについて、今回別に考えを改めてあえてここをやはり対象とすべきというふうには私ども今現時点では考えてございません。先日そういった内蔵する機能というところについて問題提起をいただきましたが、私どもとしては、
2:45:53	こういった考え方で従来設定しておりましたということをお示しする必要があると思いましたのでお示した上で、これについてまたあんなに過去意見があるのであればということでございます。
2:46:08	はい、規制庁の今野です。引き、要するにここに書いてある整理で引き続き
2:46:18	政府の脱塩塔の整理をするっていうことで理解しました。で、ここについてはですわねちょっと
2:46:26	こちらの方でまずちょっと事実関係を確認してから後日設置適用しようと思っております、ちょっとこれはお願いなんですけれども、ですね。
2:46:44	少々お待ちください。
2:46:52	すみませんまたしました。
2:46:54	の脱塩塔の火災棒状の虞の取り扱いのところについてその新基準の以前に新基準以前の営農設置変更許可において、火災防護上重要な機器っていうのを選定するにあたって、
2:47:11	安全上、原案委の安全重要度分類の指針、安全重要度分類指針の考え方を取り入れて、その考え方を取り入れて、火災ボード重要な機器を選定していると思ってるんですわその新規施設。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:47:27	次に、新規制以前の設置許可の中でそういうふうな変更していると思ってまして、で、
2:47:36	その際に、どのように安全重要度分類の考え方を取り込んでるかっていうところをちょっとまず市への確認してからでそれを踏まえて、今どういうふうになってるのかっていうところをちょっと確認したいんですね、ちょっとこれはお願いなんですけども、取って、
2:47:54	当方のほうでも多いの過去の申請書っていう申請書等っていうのは確認するんですけど、ちょっと関西電力の方でもありますねちょっとお手数おかけするんですけども、安全重要度分類指針の考え方を火災防護のこの
2:48:10	機器の選定に取り込んだ際の申請書の情報であるとか資料っていうのの後程ちょっと提供していただきたいんですけども、お願いできますでしょうか。
2:48:25	関西電力のウシジマでございます。ちょっと今おっしゃっているところについての確認になるのですが、今おっしゃってるのは時間軸として働い防護審査基準ができる前にも、
2:48:39	省令 62 号の第 4 条の 2 の火災のほかの防止のポンプ損傷の防止ですね。
2:48:46	その時にさかのぼって確認はされたいというふうに聞こえるのですが、ちょっと私どもは新規制基準の火災防護審査基準ができて、そこで活性って、原子炉が安全停止に関わる機能と、
2:49:04	それと加えて、放射性物質の貯蔵する機能というのが定義されたことを受けとめて、今の再稼働審査を受けて、この考え方がございますので、
2:49:19	すみませんが言及原案のPSMSに照らしてのさかのぼってというところが、すみません、私はちょっと理解ができたんですが。はい、規制庁の今野です。すみません濁水へ答申規制以前に
2:49:39	取り入れた
2:49:43	と安全重要度分類指針の考え方っていうのは、1 回新規制のときでチャラにしてゼロベースで新基準のときの考え方を新たにしてきたっていうそういうことそういうことなんでしょうか。
2:50:01	すみません規制庁内部でちょっとこちらこちらですねそういうふうには考えてなくて、新規制以前の考え方も持ったままでもった上で、それを踏まえてやっているっていうふう
2:50:16	理解していたんですけど、もしそうじゃないってことであればそうじゃないっていうふう
	に新規制のときにチャラにして初めてですとかやっているっていうふう
	に説明、回答いただきたいんですけども。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:50:33	すみません。おっしゃってることがちょっと理解が取れないところがありまして、新規性基準でチャラにしてというところがわかりやすい表現を行っていただいたと思っているのですが、新規制基準の要求によって、火災防護審査基準で
2:50:48	安全停止機能と放射性物質の貯蔵機能を守るんだと、いう定義をNRAさんとして明確にされたので、そこを受けた格好で、私どもとして貯蔵機能はこれですということを説明して、今審査を受けて進めてきた。
2:51:08	受けてございますので、今回ですね、MS、PSという観点について照らしてという議論は私どもば再稼働の審査を受けたときにはなかった議論で、今回ご質問受けましたので、改めまして、生徒当時の考え方はこうだったと。
2:51:27	いうことを改めて整理して今回メモに落としましたが、さかのぼって前以前の将来の福島任務を要求されたときは、全くそういう事故が異なるものを2についても、適合性の確認でございましたので、
2:51:47	としましたらこの部分だけ切り取って休憩外のところで一体開発テーマへの解釈はどうだったかという質問をされましても非常にお答えしにくいのやりとりになるんですが、
2:52:03	規制庁のイワノです。すみません。ちょっとなんかをこちらの意図もわかりわかりにくくて申し訳ないんですけど、ちょっとこちらとして考えているのは、その新規10万円の時点で
2:52:17	安全重要度分類指針の考え方を取り入れていって、その考え方を踏まえて、火災管の火災防護上重要な機器っていうのの選定の考え方が根本にあった上であって、その上で、新基準になって
2:52:34	根本の考え方を維持し、すべてなくて維持した上で、新たに基準に対して適合するような
2:52:44	当適合するように、何ていいですかね、設計なり何なりをしているっていうふうに理解して出たので、最初の根元のところの考えは捨ててないので、それがちゃんと受け継がれていて、今回のこの書いていただいた説明の内容と、
2:53:02	合致するかどうかっていうところを確認したいっていうそういう流れのを想定してるんですね。で、そういうことは、そんなちょっとこれは今こちらの何かそのまだ申請書なり資料なりをまだ見て確認して発言しているわけではないので、
2:53:18	こちらはそうじゃないかなと思って大洲聞きしてるんですけど、関西電力としては、そういう経緯なり、
2:53:27	こと、そういう経緯とかは全く何もないとかそういうことなんでしょうか。ちょっとすみません、回答をお願いします。
2:53:40	電力ウシジマでございます。平たく申しますと、要求事項が上がらないと変わったというのがまず昔の原案委で今MSPSというところが安全で重要度今度

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	よ物差しとしては見方の議論をされてますが、もともとの火災防護の審査基準もですね。
2:53:58	発生防止と感知消火と影響軽減の三つの方策を組み合わせで対策をとりなさいということ踏まえて民間規格のJEAGなんかも引用しながら設計を組み立てたというところであります。その時は
2:54:15	原子炉が安全停止とか、そういった基盤については影響軽減とかそういったところできちんと考慮するということはきちんと組み合わせさせておりましたし、そこではNS1を守るとかそういったことがございましたが、今おっしゃられてることはですね。
2:54:32	火災防護審査基準が新たにできたときに、安全停止に必要な機器とかで放射線物質の貯蔵機能というものを定義された上で、そこはにおに対して区域区画を設定しなさいと。
2:54:49	そこを3時間をかけて守りなさいであるとか、区域に対して感知器を設置しなさいという要求に変わったわけです。何で私どもはそれに対応する形で頭を切り換えつつ、
2:55:05	当感知器の設計などもしてきたというところであります。今おっしゃってるのは、対象となる機器がMSってPSのどれに該当するのかということで、換気のカテゴリーを言うときであれば、旧の原案の出身
2:55:23	それをブレイクしたMSPSの問題で、この機器はどこに該当するということはいえるんですけども、そこに火災防護の要求事項絡めた時にですね、提案前の火災防護の審査基準の要求と、いやもう今のNRA
2:55:39	どうもが作られた火災防護審査基準の考え方の当てはめ方というのは変わってしまいましたので、
2:55:47	そこは同じものとしてちょっと語るというのは難しいと考えています。
2:55:56	はい、規制庁のイワノです。承知しました
2:56:01	火災基金、THAIの区画の話とかってというのは、新しく出てきた話かもしれないんですけど、どういう火災防護上どういう機器を守るべきかっていうその機器の選定についての考え方についても、
2:56:15	受けて受け継がれていないというふうな回答だと認識しました。すみませんそれでよろしいですね最後にちょっと確認なんですけど。
2:56:28	／完成を島でございます。今回
2:56:33	NRAとして火災防護審査基準ができたときに、共通事項として、政党原子炉が安定停止とかで放射性物質の貯蔵する機器をまず対象として挙げられた上で、それを区域区画として設定した上で、そこに対して火災防護対策を

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:56:53	そこんといった体系となっております。しかしながら移転の対策においてはですね。喚起とか消火というものを静水考慮するということはしてございましたけれども、そこにですね。
2:57:10	この防護対象として例えば冷却材を内蔵する機器は、その内側から外側でやるのかといったような定義なり議論というのはなかったというふうに私は思っております。
2:57:30	はい。
2:57:31	規制庁のイワノです。説明はそうしました初層末ください。
2:57:40	規制庁のイワノですお待たせしましたすいませんちょっと最後に確認なんですけど、今回出していただいたこの資料3っていうのはですね、
2:57:49	新基準のときに、こういう整理をしていたものじゃなくって、前回からいろいろとその安全重要度分類に絡めてこちらがちよつとし、確認とか指摘をさせてもらっているんで、関西電力として今回改めて、
2:58:05	安全重要度分類に照らして整理をしたものがこの資料3の内容ですよ、新基準のときの話ではないですよっていうそういう理解でよろしいですか。
2:58:28	関西電力大島でございます。今ちょっと後者のほうのおっしゃり方はちょっと私どもの説明の趣旨とちよつと違うのですが、もともと新規制基準を踏まえて選定しましたので申請いたしました。
2:58:45	そのときの考え方はあったけれども、審査資料には、考え方が伝わるものがありませんでした。今回質問をお受けしたので、当時の考え方はどうだったのかっていうのがわかるものを御説明する必要があるということが前々回までのやりとりでありましたので、
2:59:03	当時の考え方を補強するも説明できるものとしては本日御用意したものでございます。
2:59:22	一部は、
2:59:25	はい、規制庁のイワノです。
2:59:28	そうそうなるとえと新基準のときにも一部については、安全重要度分類に基づいて、火災防護上重要な機器を選定したということによろしいですかね。
2:59:49	はい。関西のウシジマでございます。結論から申し上げますと、資料3の左側にある私どもPS図のカテゴリからというところよりはこのPDSの片括弧2の注文する機能というところから着目して、
3:00:09	放射性物質気体廃棄物処理系趣味燃料ピット並びに同PS3のですね、当インベントリの小さいものとして、政党答え廃棄物処理系貯蔵タンク廃棄物化を含まれるということで選定したというところでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:00:27	当時そのPDSのどこからここ持ってきたかという説明の資料はお出ししておりませんでしたので、今回改めて書き物として御出したということでございます。
3:00:42	規制庁のイワノです。一つお待ちください。
3:00:50	規制庁のイワノですお待たせしました。すみませんちょっと最後にまた確認なんですけども、今説明今まで、これまで説明していただいているのは工学的な観点で何か検討したわけではなくって、その貯蔵っていう文字が
3:01:07	当貯蔵っていうものが安全、安全重要度分類指針の中に入ってきているので、その安全重要度分類指針の貯蔵って書いてあるところのものをピックアップしたっていうそういうことでしょうか。
3:01:26	関西お戻までございます。今のおっしゃられた点はですね言葉のペーパーとして貯蔵する機能のところだけを取ってきたのかいというご質問と聞かえましたが、まずその言葉と融点の使い方においてはですね頂部する機能というのは、
3:01:42	じゅあ従前のもので、原案の指針においても、貯蔵する機能というのはここに定義されていて、そこと火災防護の審査基準に／置いて要求されているちょうどという機能、あそこは合致するというふうに解釈してまずあのそういうふうにとっております。
3:02:02	言葉の点においてはそうです。先ほどイワノさんがその前におっしゃられたエンジニアリング的という点はですね、今はないとする機能についてご指摘を打たせていただいたので、私どもは内蔵する機能についてはどう考えているのかという点についてはこのペーパーの
3:02:21	1 ページ目の下から 2 ページ目の生徒上段のところまでですね、そこの辺までを含むものと解釈しておりませんというところを書かせていただきましたこれはエンジニアリング的な観点で説明を加えたものであります。
3:02:38	うん。
3:02:41	どうぞ。
3:02:47	はい。
3:02:53	加西市のモリヤでございます。この資料の言いたいことをわかったんですけども、ただちょっとこの前審査会合で御指摘させていただきましたのはこういった形でそつ外形的な話ではなくてですね。
3:03:12	実際に機器が放射性物質を貯蔵している状態をキープする機能、それを持つかどうかという観点での整理をされてはどうですかということをお話させていただいたつもりでおって、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:03:30	まさにエンジニアリング的にそれぞれ個別の機器についての評価をそもそもすべきではないかということをやっと申し上げたところのつもりだったんですけども、
3:03:39	ちょっとそれに対してのペーパーとしてももう少し整理が必要なのかなというふうに思いますので、
3:03:48	ちょっと今すぐに
3:03:52	これをどうするっていうことをちょっと、なかなか言えないところです 1 回ちょっとここで議論をして引き取らせていただいてからもうちょっとこちらのほうも少し量とか整え整理する必要がありますので確認させていただきながら、もう 1 回ちょっと
3:04:11	また日を改めて議論させていただければと思うんですけどいかがでしょう。
3:04:17	はい。とかさねこ島でございます。はい。今後、本日のこのペーパーで申し上げたかったことは再稼働の申請審査において、私どもはこのように考えていたということと、今回御指摘を受けた内蔵というところまでは考えていたのか否かといったところ、簡単まとめたものでございます。
3:04:37	したがいまして、モリヤ様が仰られる内蔵する機能も含めて対象とすべきじゃないかというところについて答えたと思っておりますが、そこについては改めましてということで承知をいたしました。
3:04:57	はい、規制庁の関です／もう終わって、審査会合で投げかけたことはまさしくエンジニアリング的にどう考えますか、っていうことなので、
3:05:08	ちょっとこの記載だけでどこまで議論できるかなっていうところはあるので。
3:05:15	一応趣旨は、
3:05:17	私たちの復旧も趣旨が伝わったってことで、まずいいかなと思いますので、ちょっとここ、さらに言うべきこと、
3:05:27	ことがあるのであれば、もう遅くなり、必要があるのであれば言っていたきたいと思います。ないようであればちょっとこれをもとに、次のヒアリングのときに議論をします。私から以上です。
3:05:45	やっぱり関西電力ウシジマでございます。説明が足りてるかどうかっていうのは皆さんの読んで感じられたところによるのかもしれませんが、2 ページ目のこの途中のパラグラフの成長立方以下のところで書いております。
3:06:02	原子炉冷却材のバウンダリとか接続される系統で故障等があった場合は安全停止機能は、そこに対して担う機能持っているもので、そこで燃料の破損だとかそういったことには進展しないということで、エンジニアリング的に
3:06:19	放射性物質の異常な放出の防止に繋がるというところはですね、こちらで対応がとれるものと考えているというのが一つですので、ポイントとしてはですね、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	その下に管理ある御指摘のというところに書いてあるのですが、浄化系のところはですね、安定的と関係しないものですね。
3:06:37	両立性されて放射性物質を含んだだけではあるものの、その中には水を含んだ状態で維持されているといったところですね、そういった水を含んで金属容器乳房割れて、そういったものに入っている状態であると。
3:06:55	だところですね、私どもは一つの視点として入っております。
3:07:02	これまでもですね、放射性物質の貯蔵機能として、対象か対象でないかということの前にですね、火災感知器を設置する必要があるかないかっていう議論の最後ですね、そのエリアにおいて、
3:07:19	火災が発生する恐れがない燃えるものがないんでええと加えて、そういった部屋に置いてですね、
3:07:31	何ていうんでしょう。守るべきものもこういった金属容器とかそういったもので覆われているといったことも論旨含めながら、Tail審査の中では御説明してるところもありましたので、一つの防護対象機器がですね。
3:07:46	こういった状態にあるというのは一つの観点なのかなと思っております。これで必要十分なのかどうかってのはまだ議論が違うと多分おっしゃられるのは、だと思いますが、今ちょっとここに記載してあること言いい申し上げますと、こういったところが、
3:08:04	議論のポイントになるのかなと、そのように思っております。
3:08:10	規制庁のオフィス一応感知については承知してるつもりです。
3:08:15	ちょっとそれ以上、ちょっと言葉の御議論だけ重ねてもう生産的なヒアリングになりませんので、特にここ議論を闘わせる場ではなくていいですか確認する場なんで。
3:08:27	はい。
3:08:28	そのところは御理解いただき少し私達もなにが
3:08:35	問題なのかっていうのは少し間を考えて次に思います。
3:08:40	はい。
3:08:41	すいませんちょっとマイクが切れてました規制庁の関です。一応
3:08:46	次の点については私たちも理解をしています。その上で、ちょっとこれ以上考え方の空論もう話だけをぽんぽんしてもしようがないので少し私たちもいただいた資料。
3:09:01	3、これでよければもうこれで本当に少しまとめて
3:09:08	次事実確認をさせていただきます。ただここは議論する場ではないのでそのところだけがちょっと注意をしてください。私から以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:09:22	ウシジマでございますが、ヒアリングは事実確認の場ということであり、その点はいはい、こちら承知でございますので、失礼をいたしました。
3:09:39	はい、規制庁のイワノです。承知いたしました。それでは関西電力からこれまでの議論全体通して何かありますでしょうか。
3:09:55	はい。関西のウシジマでございます。それと本日、今までのところですね、資料1から4まで通してご確認いただいております。きりであったり、出戸公正であったり、そういったところで見直しが必要なものと理解してございます。
3:10:12	注予算につきましては、ちょっと問題提起いただいたところに、この答えれ十分であるのかどうかということにつきましては、ちょっとまた当NRA殿中においてもですね、議論があるのかと承知をいたしました。
3:10:28	時やりとりさせていただいたことにつきましてはこちらも理解いたしましたので、以上でございます。
3:10:38	はい、規制庁のイワノですありがとうございます。それでは最後にスケジュールの関係、スケジュールのほうに移りたいと思います。関西電力の方から今後のスケジュールについて簡単に説明していただけますでしょうか。
3:10:53	それではお手元すみません診察スケジュールをご覧くださいませ。政党今ちょっとこれの右側のところですね、9月の第2週というところが本日が9月の中でここでございます。
3:11:08	で、私どもの考えといたしましては、今、9月7日のところにありますけれども、先ほど
3:11:17	資料の4ですか、中でやりとりのございましたところで、急速がある程度の風速であっても感知ができるということの実証試験、こういったものをですね、9月の中旬を目途に今、鋭意進めているところでございます。
3:11:36	別ので。こういったところの結果を踏まえて急ぎの結果を受けてましたならば反映いたしまして、9月の第5週のところにですね、今審査会合としては丸を入れさせていただいているのですが、この辺りで系統内容について、
3:11:55	会合でコメント回答させていただければとるように考えております。まず一旦9月の段取りにつきましてはか考えは以上でございます。
3:12:09	。
3:12:16	うん。
3:12:19	はい、規制庁の関です。もうあと審査会合に1回ということになった。
3:12:25	てるってことは、
3:12:27	次の会合では少なくとも
3:12:31	もうこれで基本設計方針等、
3:12:35	許可との整合性最後説明しておいてくださいねっていうところ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:12:43	どっ結論の見通しを得るっていうことが、
3:12:48	目的になるかと思いますが、そういう理解でいいですか。
3:12:57	はい。関西お尻までございます。本日資料の1等ですね、資料の展開についても御し、ご指摘コメントいただきましたが、そこをしっかりと詰めまして、この9月の末の審査会合ですね、基本設計方針の記載に関する事項ですとか、
3:13:16	そういったところのご理解いただけるように頑張りたいと思っております。その上で、今10月の第2週のところにですね、基本設計方針とか許可整合性、最終的な姿となるものをここで提示させていただいて、
3:13:32	しかるにへと10月の第4週に最終の会合の上で補正申請をさせていただければとこちら細かくそのようなことを今考えております。だめについては、ご意見もあるかもしれませんが、今こちらの考えとしては以上でございます。
3:13:52	規制庁の関です。まず考慮しておいていただきたいことは9月の5週目のに置いている介護でそれをされるのであればもそれなりに考えてくださいねっていうこと等、
3:14:05	8棟どちらにしても、
3:14:09	ちょっと前担当冊かのときに多分医師一通り説明書の説明なんかもしてるかと思うんですけども、
3:14:18	ちょっと担当変わったところもあるので一通りちょっと確認イワノ500にするっていうことはちょっと考えておいて欲しいなっていうふうに考えてます。
3:14:26	それから、
3:14:29	ちょっとこれは状況によって信号新型コロナビールでちょっと状況によってっていうところもあるんですけども最終的に特別な
3:14:39	処置をすると、設計をするところについてはちょっと現場どこまで見れるかという問題あるんですけども、ちょっとやはり1回どんな
3:14:51	つけられる場所はどんなところなのかなとかですね、ちょっとそういうところは、できれば現場を見て確認をするっていう工程をちょっと置いておいていただきたいなと考えてます。ただ、大飯の三、四を運転してるっていうところもあるんで時見れる範囲というところもあるでしょうし、
3:15:09	類似プラントの似たようなところで、接近できるのであればっていうところもあるでしょう。ちょっと1回今日の場合は1回ちょっと現地確認をするっていうところは少し可能性としては置いておいていただきたいなというふうに考えてますここまでよろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:15:30	あんたウシジマでございます。ステップとして、9月の末にもし審査会合をさせていただくとしたならば、しっかり詰めてくださいという点承知いたしました。そのうえで窃盗
3:15:47	評価としての話かもしれませんが、現場を確認して十分な保安水準になるものを設置についてなにがしかのご確認をいただくということがあるやもしれんということと今ちょっと向けた理解をいたしました。
3:16:05	ただ、ご理解いただけるかと思うのですが、今四つのエリアなりがですね例えば四つのエリアってのはもう今、最後に残った論点のところ申し上げておりますけれども、四つのエリアの中で格納容器の中ではなかなか運転中に行っているところではないので、
3:16:23	多分セキ様がおっしゃるのは他のところでもどっかで見れるところがあれば工夫してみようということだと思いますので、例えば樹脂の廃樹脂とかですね脱線等というところですね、そういったところが逆に線量高いものですから、
3:16:42	県見学なり見にくらされた方に見ていただくというところではちょっとそこには問題もあるかもしれませんので、やはり工夫が要るのかなということを今ちょっとお伺いして思った次第でございます。ただちょっと確認でございますが、そういったことになった場合に今は、
3:17:00	論点が放射線量が高いところに限定最後に残ってますけれども、例えば、それまでに議論されてきたところも感知も含めて、ザーッとご確認いただくとかそういったことも考えていくことになりそうですでしょうか。
3:17:19	もう規制庁の関する今日この場でちょっと具体詳細を詰めるということは無視いたしませんので、ちょっとそういう機会がある認可までのタイミングん認可判断のタイミングまでにはちょっとあるよということだけ今日
3:17:35	ご理解をいただければと思いますはいでちょっと神話のおっしゃることもよくわかるんで、その具体波動って話はもう事務的にまた詰めさせていただきます。
3:17:46	関西の城間でございます。はい。まずは今日のところはですね、おっしゃられることは認可判断までのステップとして、それがあり、あり得るということは私どもも検討させていただいて、どういったところで御確認することが可能かということですね、ちょっとこちらの中では、
3:18:05	頭の体操をさせていただくことといたします。
3:18:10	はい。規制庁関です。それと苦小牧のご指名ということで一応おっしゃられてますけどももうちょっと、私たちが増があるので具体的には10月入ってからおかもしれませんけれども
3:18:23	どちらにせよ、この審査会合のところで、
3:18:28	目標としてるとこは先ほど私申し上げた通りっていう

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:18:34	ところの理解の共通はできたと思うのでそれをしっかりやってくださいということ。
3:18:39	それでちょっと教務ヒアリングも状況を見ていると。
3:18:46	私が申したもう資料1で申し上げた話っていうのは前回指摘している内容なので少し貼っただけではなくてやっぱりそういう整理も、
3:18:58	この馬蹄できてること悪い意味期待していたというところがあるので、ちょっとこういうような状況で続いてしまうと、10月も頭
3:19:11	そこまで行けるのかなっていうのは私個人的には危惧しているところです。そこだけちょっと申し上げておきます。ただ
3:19:22	ご担当の方個人個人の努力が足りないっていう意味で私は申し上げているわけではなくてどちらかといえばちゃんとそろそろまとめるフェーズに入ってきているんでしょうね、技術的にも最後まとめないといけないし、
3:19:38	設計方針をきちんと書くっていうところも、
3:19:42	はい。
3:19:45	っていうところもちょっと守備範囲が多岐にわたってきています。
3:19:50	整理をしていかないといけないというところがあるので、体制としてどうなのかなっていうところはちょっと私としても気になるところです。対比について私が特に申し上げることはありませんけれども、
3:20:04	ちょっと気になるので申し上げておきますその上で特段、
3:20:11	スケジュールについてさらに細かい話が必要であれば、定期のスケジュール面談なり、
3:20:18	のところ別の場でちゃんと申しただければと思いますこのままでは回答求めません。私から以上です。
3:20:30	はい。関西ウシジマでございます。回答という形ではございませんが、しっかりと資料の見直しをつくり込みを頑張れということでおっしゃっていただいと理解いたしましたので、ずっと会合に向けてですね、私どもの今日のコメントしっかり反映したいと思います。
3:20:49	以上です。
3:20:52	規制庁の関です。
3:20:55	特段のスケジュールメンバーに炉内に関しては東京支社のほうから別途連絡ください。私から以上です。
3:21:05	はい。
3:21:07	はい、読者ニノミヤです。スケジュール面での検証を実施しまして、よろしくお願ひします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:21:15	規制庁の伊ワノです。それでは本日し、確認した事項について、当資料の修正がどれくらいにできそうかという目安のほう回答していただけますでしょうか。
3:21:50	はい、関西電力ウシジマでございます。本日ちょうだいしましたコメントの反映並びに別途実施しております実証試験というものがですね、9月中旬に完了したのも反映するということも勘案いたしまして、
3:22:08	私の提出の設定を9月22日というあたりで考えておりますが、いかがでしょうか。
3:22:22	はい。
3:22:24	規制庁の伊ワノです。もし実証試験に引っ張られて、ちょっと遅くなるっていうことであれば、その辞書接見はまた別で畔する事象世間以外のところの資料をまとめて早めに提出していただきたいんですけど。
3:22:41	そういうことは可能でしょうか。
3:23:01	関西電力ウシジマでございますが遅れまして失礼いたしました。それと、実証実験というところを今あなた等の結果を反映することにさせていただけるならばですね、まず今ちょうだいしましたコメントについても反映場もですね。
3:23:18	9月15日を目途にですね、ご提出させていただくということではいかがでしょうか。
3:23:29	。
3:23:30	規制庁の関です。
3:23:34	やはりファーム優先順位からいけば資料1億共通理解にするっていうのが一番重要だと思いますので、
3:23:43	まず資料1のほうを作成してください。提出時期がそれであればそうしてください。
3:23:50	その上で、その資料のでき
3:23:53	いえ、が
3:23:57	資料の状況を見て次のヒアリングをセットしたいと思います。
3:24:02	まだ優先すべき資料1だと私は考えますがそこは関西電力の共通理解になってるのかなっていうのがちょっと一番
3:24:13	私は理解できなかったことなのでその確認をさせてください。
3:24:21	はい、関さ16cmまででございます。本日いただきましたコメントのですね、跨ぎファンにつきましては、資料1の記載について見直しをかけたところであると思っております。そういった意味で、資料1をしっかりと仕上げる、そしてその資料1
3:24:41	受けられる、補足するなんてすか材料ですか、そういったものもご提示しないといけないというところがまずあると認識いたしました資料4のほうはですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ちょっと工程の組みかえとかそういったものがいたしますがいずれにつきましても実証試験。
3:24:59	その結果とあわせて提示する必要があると思っておりますので、づらい資料1のほうを優先して仕上げで従後なりにご提示できればというふうに考えます。
3:25:12	はい。
3:25:15	はい、規制庁のイワノです。承知しましたそれではそのようにお願いします。最後に関西電力の方から何もなければこれでヒアリングを終わりたいと思います。関西電力のほう最後に何かありますでしょうか。
3:25:30	こちらの方からも特段ございません。いろいろとコメントいただいた件、しっかり直して参ります。ありがとうございます。はい、規制庁の今の是正、それではありがとうございます。それでは本日のヒアリングを終わりたいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。